

令和元年9月11日 政策・総務・財政委員会要求資料について
(市第76号議案 令和元年度横浜市一般会計補正予算(第1号) 政策局関係部分)

令和元年9月11日政策・総務・財政委員会において、要求のありました資料について、次のとおり提出いたします。

1 自民党

- 資料1 諸外国におけるIR導入による効果《資料19》
- 資料2 諸外国におけるIRの収支イメージ（諸外国のモデルに基づく実効負担率の機械的試算（イメージ））
- 資料3 これまでの検討経過と今後の進め方《資料16》
- 資料4 IR（統合型リゾート）等新たな戦略的都市づくり検討調査（その4）における有識者意見への対応《資料17》
- 資料5 基本方針の概要

2 立国フ

- 資料6 大規模展示場及び大規模展示場にカジノが含まれるもの
- 資料7 MICEのコーディネートが東京に落ちている実態
- 資料8 市連会・区連会での意見
- 資料9 インフラ・懸念事項など社会的コスト 9-1《資料48、49》、9-2《資料44、48》
- 資料10 山下ふ頭倉庫の現況

3 公明党

- 資料11 IR整備法・政令におけるカジノ規制について
- 資料12 ギャンブル等依存症対策基本法、基本計画について
- 資料13 横浜市のギャンブル等依存症対策の取組
- 資料14 ギャンブル等依存症実態調査について
- 資料15 今後の総合的な依存症対策について
- 資料16 これまでの検討経過と今後の進め方《資料3》
- 資料17 IR（統合型リゾート）等新たな戦略的都市づくり検討調査（その4）における有識者意見への対応《資料4》
- 資料18 IRによる增收効果が市の財政に占める位置付け

4 共産党

- 資料19 ラスベガスにおけるカジノ収益とカジノ以外の収益 《資料1》
- 資料20 外国人が増える根拠 《資料22、29、30、31、32、33》
- 資料21 市民税、固定資産税、都市計画税、法人市民税の推移
- 資料22 増収効果の内訳（納付金収入、入場料収入、法人市民税、固定資産税、都市計画税）《資料20》
- 資料23 地下鉄や臨港幹線道路の延伸、上下水道などの敷設に係る市費負担の捻出方法と負担することの考え方
- 資料24 山下ふ頭の移転補償費の支払済額と今後の推移
- 資料25 事業者が出した数字を検討した内容、経済効果の確認項目 《資料41》
- 資料26 シンガポールにおける依存症対策の対応と費用の負担先
- 資料27 依存症対策について現在実施している内容、体制、市の負担と市大との連携の検討状況
- 資料28 転出超過の状況

5 井上さ

- 資料29 IRへの国内観光客割合の中間値 《資料20》
- 資料30 市の過去の調査でIRへの訪問客が国内8割、海外2割となっていたのが、なぜその数字が変わったかが分かる資料 《資料20》
- 資料31 IRへの訪問者の地域別内訳やリピート率などが分かるもの 《資料20》
- 資料32 IRへの訪問者のうち、カジノへ来る方の割合 《資料20》
- 資料33 カジノ売上の規模 《資料20》
- 資料34 アドバイザリー業務の内容がわかるもの
- 資料35 法務支援の業務内容がわかるもの
- 資料36 健康福祉局が行った依存症に関する調査の結果
- 資料37 検討している広報よこはま特別号の概要（ページ数、配布方法など）が分かるもの
- 資料38 予算の内訳・積算書・予算要求書
- 資料39 文化観光局が実施した日帰り観光客の割合を調べた調査の調査時期（日付まで分かるもの）と調査方法が分かるもの
- 資料40 なぜ、外国人宿泊者数が少ない根拠として、観光庁の調査を使い、日帰り観光客が少ない根拠として、横浜市の調査を使ったかが分かる資料
- 資料41 市が数字の精査にあたり、事業者へ依頼した質問書 《資料25》
- 資料42 IRの収益構造が分かるもの（国が示しているものと、今回の事業者が考えているもの、さらにシンガポールの収益構造）
- 資料43 IRの収益が国内に還元される根拠
- 資料44 IRのマイナスの経済効果についてどう検討したかがわかる資料 《資料9-2》
- 資料45 日本とシンガポールの観光競争力がわかる世界経済フォーラムの資料

- 資料46 カジノの破産した事例の概要
- 資料47 カジノ規制の世界の事例比較
- 資料48 社会的コストとして考えられる項目 《資料9-1、9-2》
- 資料49 インフラ整備等の直接的コストが分かるもの 《資料9-1》
- 資料50 依存症での相談件数
- 資料51 依存症の治療効果・回復傾向が分かるもの
- 資料52 事業者とのリスク分担について政令等で定められている規定と今回の調査で分かった事業者の考え方
- 資料53 委託先のE Y新日本監査法人との打ち合わせした日とその際の打ち合わせメモ
- 資料54 市長会見以降の市民の反応状況
- 資料55 中期計画の時のパブコメの数、意見、回答
- 資料56 市長が市民の意向を踏まえてきた過程
- 資料57 S D G s のコンセプトとカジノが生み出すものの整合性
- 資料58 港運協会の要望書
- 資料59 カジノ抜きのリゾートが成り立たない根拠、国の資料
- 資料60 山下ふ頭の権利関係（何年契約か、何件か）、移転成立した件数、標準的な契約書があれば
- 資料61 山下ふ頭で考えられる事業手法を整理したもの
- 資料62 山下公園との接続部の検討をしたもの
- 資料63 庁内での検討プロセスが分かる資料（7/31の会議の記録）
- 資料64 I R 検討 P J の7/25の内容・議事要旨
- 資料65 補正予算の作成スケジュール、要求書の決裁文書
- 資料66 今年に入ってからのI R の検討の時系列まとめ
- 資料67 7/26菅氏との面会記録
- 資料68 今後のスケジュールに必要な手続きを入れたもの（都市計画や、港湾計画、アセス）
- 資料69 スケジュールに関する政府の発信の状況

IR(統合型リゾート)等新たな戦略的都市づくり

検討調査 報告書 (抜粋)

平成 27 年 3 月

横浜市

委託先：株式会社日本経済研究所

3 諸外国におけるIR導入による効果

諸外国の状況を見ると、雇用創出、税収効果のほか、観光・地域振興等がIRの導入効果として表れている。

(1) 各国主要IRの状況

以下は、各国主要IRの雇用創出、税収効果、施設概要、カジノ売上、カジノ以外売上比率、カジノ税率、投資額等をまとめた。

図表 3-1 各国主要 IR の概要

	マリーナ・ベイ・サンズ (シンガポール)	リゾート・ワールド・セントーサ (シンガポール)	クラウン・エンターテイメント・コンプレックス (オーストラリア)	ウェネチアン・マカオ (中国)	ウイン・ラスベガス (米国)
雇用創出	直接雇用： 約 9,000 人	直接雇用： 約 13,000 人	直接雇用： 約 6,500 人	従業員数： 約 12,000 人 (マカオ全体では、失業率が 6% (2003 年) ⇒ 2% (2012 年) へ改善)	従業員数： 約 9,500 人
税収効果 *1	カジノ税収： 約 250 億円	カジノ税収： 約 180 億円	カジノ税収： 約 190 億円 税収により、フェデレーション・スクエア、エキシビション・センター、スポーツ&アクティック・センター等各種設備を整備	カジノ税収： 約 1,260 億円	カジノ税収： 約 40 億円
主な施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ホテル (約 2,600 室) ・屋上の空中庭園、プール ・カジノ ・会議・展示場 (約 120,000 m²) ・劇場 (2 施設、約 4,000 人収容) ・美術科学博物館 ・商業施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・ホテル (約 1,500 室) ・カジノ ・アミューズメントパーク (ユニバーサル・スタジオ) ・水族館 (世界最大級) ・スパ ・会議・展示場 (計 10,900 m²) ・劇場 ・商業施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・ホテル ・カジノ ・会議施設 ・商業施設 ・劇場 	<ul style="list-style-type: none"> ・ホテル (約 3,000 室) ・カジノ ・会議・展示場 ・商業施設 ・劇場 ・スパ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ホテル ・カジノ ・会議施設 ・商業施設 ・プール ・ゴルフコース
敷地面積 (約 ha)	15	49	7	30	87
延床面積 (約 m ²)	581,400	343,000	414,000	980,000	480,000
カジノ面積 (約 m ²)	15,000	15,000	31,000	51,000	10,000
カジノ面積割合	2.6%	4.4%	7.5%	5.2%	2.1%
カジノ売上 *2 (2013 年)	約 24 億米ドル (約 2,500 億円)	約 17 億米ドル (約 1,800 億円)	約 15 億豪ドル (約 1,400 億円)	約 34 億米ドル (約 3,600 億円)	約 7 億米ドル (約 700 億円)
カジノ以外売上比率	約 20%	約 23%	約 20%	約 11%	約 57%
カジノ税率 (カジノ売上に対する率)	5% (富裕層) 15% (一般)	5% (富裕層) 15% (一般)	9% (富裕層) 21.25% (一般) *3	35% *4	最高で 6.75%
投資額	約 55 億米ドル (約 5,800 億円)	約 44 億米ドル (約 4,600 億円)	約 18 億豪ドル (約 1,700 億円)	約 24 億米ドル (約 2,500 億円)	約 27 億米ドル (約 2,800 億円)

*1 カジノ収益、税率等から推定

*2 カジノ売上とは GGR (カジノ粗収益) をさす。円価は 2013 年末レートで換算

*3 別途超過課税あり *4 基金、特別会計予算への繰り入れとして別途 4%相当が必要

出典：シンガポール内国歳入庁、マカオ統計局、各運営企業アニュアルレポート
他より作成、写真は各社 HP より

資料 2

諸外国における I R の収支イメージ

※本資料は、第6回特定複合観光施設区域整備推進会議資料「諸外国のモデルに基づく実効負担率の機械的試算(イメージ)」を参考に作成

	米国ネバダ州	シンガポール	マカオ
I R 全体収入① (うちG G R 約70%①')	2112億円 (1488億円)	2112億円 (1488億円)	2112億円 (1488億円)
GGR等に対する比例負担②	月次免許料 (6.75%) $1488 \times 6.75\% = 100$ 億円 スロット免許料 年次 : \$ 250 × 2500台 四半期 : \$ 20 × 2500台 × 4 テーブル免許料 年次 : \$ 16000 + \$ 200 $\times (520台 - 16)$ 四半期 : (\$ 20300 + \$ 25 $\times (520台 - 35)) \times 4$ 1億円 計 101億円	一般客からのGGR(15%) VIPからのGGR(5%) 計 240億円 ※実績値より算出(但し、固定資産税額も含む)	カジノ税(39%) $1488 \times 39\% = 580$ 億円 ゲーミング税： • スロットマシーン $2500台 \times 1.4$ 万円 • テーブルゲーム VIP向け : 520台 × 50% \times 約400万円 一般向け: 520台 × 50% \times 約200万円 16億円 計 596億円
定額負担③ (ライセンス料等)	—	年間16億円(実績値)	年間4億円(実績値)
営業費用等(60%)	1258億円	1258億円	1258億円
税引前利益	753億円	596億円	254億円
法人税④	$753億円 \times 35\% = 263$ 億円	$596 \times 17\% = 101$ 億円	—
消費税⑤(注2)	$(2112 - 1488) \times 8\% = 50$ 億円	$2112 \times 7\% = 148$ 億円	—
地方税⑥	商業税(GGR-②) × 0.2% $(1488 - 101) \times 0.2\% = 3$ 億円	固定資産税 ※上記GGR負担の内数	不動産保有税 税収不明
税引後利益	437億円	345億円	254億円
実効負担率 ((②～⑥) ÷ ①)	17.4%	24.7%	28.4%
G G R に占める負担率 (②～⑥)のカジノ関連部分 ÷ ①'	20.4%	30.1%	40.3%

(注1) 換算レートについては、1 ドル=111円、1 星ドル=80円、1 パタカ=14円として計算。 (H29.6月時点)

(注2) シンガポールは、事業者負担の消費課税がなされる。ネバダ州はゲーミング部分は課税対象外。

これまでの経過と今後の進め方

1 IR（統合型リゾート）等新たな戦略的都市づくり検討調査（その1）～（その3）

横浜市では、政府においてIRの検討を踏まえ、平成26年度からIRに関する基礎的調査を開始しました。

26年度	IRの代表的な事例の調査や経済波及効果の試算
27年度	導入の効果や影響の調査の他、依存症対策に関する有識者ヒアリング
28年度	近年のIRの事例や国内におけるPFI・PPPなどに関する調査

※29年度は、IR整備法が示されなかったことから、委託調査を実施しませんでした。

2 IR（統合型リゾート）等新たな戦略的都市づくり検討調査（その4）（その5）

平成30年7月20日、IR整備法の成立を踏まえ、横浜におけるIRに事業性、経済的社会的効果、懸念事項対策などについて、「事業者への情報提供依頼」、「有識者ヒアリング」などによる調査を実施しました。

- 12事業者が海外事例と比べても遜色ない、民間による大規模な開発投資を伴う、IRの事業性を見込んでいること、観光や地域経済の振興、財政改善などの面から、これまでにない経済的社会的効果が見込まれることが示された。
 - 懸念事項対策については、各事業者の海外などの経験やIR整備法を踏まえた様々な対策例が示された。
 - 一方、調査時点では、政令などがまだ明らかになっていなかったことや、事業者が情報提供を行うにあたり必要な条件や情報が不足していた。
- これらを踏まえ、今後、以下の取組を進める必要がある。
- 政令など国の情報を踏まえるとともに、事業者が必要とする条件や情報を適切に示し、提供された情報の具体化や精度向上を進めていく。
 - 事業者から示された懸念事項対策については、実施状況や有効性などについて、確認・検証をしていく。
 - 本報告書を活用しながら、日本型IRについて市民の皆様に説明していく。

⇒結果に基づき、令和元年度も、政令などを踏まえ得られた情報の具体化や精度の向上を実施

3 IRの実現に向けて

経済効果	これまでにない経済的社会的効果が見込まれ、横浜が抱える諸課題に有効な対応策となりうる。
懸念事項	依存症の方を増やさないための制度など環境が整ってきた
市民のご理解	丁寧に説明を継続していくことで、IRに対するご理解が深められるよう進める。

⇒これらを総合的に勘案し、横浜の20年、30年先を見据え、我々の子供たちの世代においても、将来にわたり成長・発展を続けていくためには、
横浜市においてIRを実現する必要があると判断

4 今後の進め方

(1) 区域整備計画の認定申請に向けたプロセス

- ア カジノ管理委員会設置【国】
- イ カジノ管理委員会規則、基本方針の決定【国】
- ウ 実施方針、事業者募集要項の策定【横浜市】
⇒県・公安委等との協議、県の同意
- エ 事業者公募・選定【横浜市】
⇒県・公安委等との協議
- オ 区域整備計画の作成、議会の議決、国への認定申請【横浜市・事業者】
⇒県・公安委員等との協議、県の同意、公聴会、市会の議決

(2) サウンディング調査（主な項目）

- ア 事業方針（事業全体方針）
- イ 事業計画（計画コンセプト、土地利用方針・計画、配置方針・計画、歩行者動線方針・計画、自動車動線方針・計画、都市デザイン方針・計画）
- ウ 施設計画（中核施設など）
- エ 運営計画（施設における運営方針・計画）
- オ 設置運営事業等に関する事項（事業期間、実施方式、事業範囲、事業スケジュール、事業実施条件、事業計画（投資・収支計画、資金調達の考え方）、訪問者数消費額、経済波及効果、雇用創出効果、税収効果 等）
- カ 滞在型観光実現のための施策及び設置（周辺地域との連携、IR事業に求める再投資方針、IR事業と連携した観光施策）
- キ 有害な影響の排除を適切に行うための施策及び措置

IR(統合型リゾート)等新たな戦略的都市づくり検討調査(その4)における有識者意見への対応

項目	意見内容	対応の考え方
日本型IRについて	<p>【国で検討されている日本型IR】</p> <p>① IRについて市民にしっかりと説明することが重要である。過去には、スポーツくじ lotto を導入すべきかどうかが大きな議論になった。賭け事とみなされ反対の声が大きかったが、現在では社会に受け入れられている。カジノも構図が似ている。<u>IR全体の議論において、タバコや暴力団といった悪いイメージを、いかに払拭できるかがポイント。</u></p> <p>② IRに関する議論において、カジノとIRが混同されることが多いが、カジノとIRそれぞれの問題・懸念事項の性質を区別して議論すべきではないか。</p> <p>③日本は四季があるため、リゾートシーズンが短い場所が多く、通年楽しめるリゾートとして成功しているのは、スパリゾートハワイアンズぐらいではないか。他方、海外のリゾートは長期にわたりゆったりと滞在できる場所が多くある。<u>日本で長期滞在型のリゾートを実現するためには、「フルシーズン化」が必要である。日本の現状の弱みを、IRによっていかに克服するか、という観点が重要である。</u></p> <p>④カジノはwin-winの構造ではなく、不幸な人の散財によって成立しており、基本的に導入には反対である。なお、「<u>海外富裕層を狙ったカジノ収益</u>」でIR施設全体を支える構造は、他国の政策に成否を委ねるものでリスクがある。</p> <p>⑤海外IR事業者が参入した場合、日本がカジノ・IRの運用・収益にどの程度関与できるか疑問である。<u>日本でのIR事業を優先する必要がない海外IR事業者にIRの運営をまかせるべきではない。</u></p> <p>⑥カジノ収益によりIR全体をうまく運営するという説明が多いが、<u>MICEやエンターテイメントでの集客に努力すべき。</u></p>	<p>①②本市で6月に行った市民説明会や国が全国で行っている説明会でも多くの皆様がIRすなわちカジノと感じていました。横浜市を取り巻く将来の見通しに加え、市民の皆様に日本型IRの仕組み、依存症対策や治安対策の内容を十分にお伝えできていない状況だと考えています。今後、説明会を18区で実施していくとともに、広報よこはまや、市ホームページなどで、IRの周知を進めていきます。また、説明会においては、専門家や有識者の方にご協力いただくなど、市民の皆様のご理解をいただく工夫をしながら実施していきます。</p> <p>③日本型IRでは、これまでにないスケールとクオリティを備えた、国際競争力の高いMICE施設やラグジュアリーで大規模な宿泊施設、一流のショーなどのエンターテイメントを開催する施設などが設置されます。これにより、ワールドクラスの展示会や大規模な国際会議が開催され、それらの参加者が、劇場やアリーナなどでショーを楽しむとともに、アフターコンベンションなどで、市内の観光施設やスポーツ施設、文化芸術施設を年間を通して訪れていただけると考えています。</p> <p>④日本型IRでは、これまでにないスケールとクオリティを備えた、国際競争力の高いMICE施設やラグジュアリーで大規模な宿泊施設、一流のショーなどのエンターテイメントを開催する施設などが設置されます。ワールドクラスの展示会や大規模な国際会議の誘致、民間ならではの自由な発想で魅力的なコンテンツを提供することで、世界中から観光客や会議参加者等を誘客し、他国の政策に影響されないよう取り組んでいきます。</p> <p>⑤特定複合観光施設区域整備法(IR整備法)では、カジノ入場料を国と認定都道府県等にそれぞれ3千円を納付すること、カジノ行為の粗収益の15%ずつを国と認定都道府県等に納付することが規定されています。また、国は、毎年度、認定区域整備計画の実施の状況について評価を行います。評価を行う際には、国は、認定都道府県等に対し、実施状況の報告を求めることとしています。そのため、認定都道府県等は、IR事業者に対して、業務、経理の状況に関し報告を求め、実地調査、または必要な指示をすることになります。</p> <p>⑥日本型IRでは、これまでにないスケールとクオリティを備えた、国際競争力の高いMICE施設やラグジュアリーで大規模な宿泊施設、一流のショーなどのエンターテイメントを開催する施設などが設置されます。ワールドクラスの展示会や大規模な国際会議の誘致、民間ならではの自由な発想で魅力的なコンテンツを提供することで、世界中から観光客や会議参加者等を誘客していきます。</p>

項目	意見内容	対応の考え方
	<p>⑦たとえ市民が納得してＩＲを設置したとしても、世界のＩＲとの勝負で勝てるかどうかは別の話である。<u>日本でのＩＲの運営がうまくいかなければ、外資系のＩＲ事業者はすぐに手を引いてしまうだろう。</u></p> <p>⑧多くの外貨を落とすインバウンドが、マカオでなく横浜など日本のＩＲを選ぶかどうかも課題である。旅の楽しさに加えて、シンガポールやマカオに対するＩＲ自体の優位性が必要である。</p> <p>⑨ＵＳＪの事例を見ると、最寄りの空港にＬＣＣがどれだけ就航するかが重要である。空港のポリシーにもよるが、<u>横浜の近隣でＬＣＣが就航する茨城、成田、及び静岡空港から、横浜までの交通の連携はどうあるべきかを検討すべきである。</u></p> <p>⑩なぜ、ＩＲの導入可否を検討するのか、全体を取りまとめ、考え方を行政が示さないといけないが、それだけでは市民は共鳴しない。市民の立場で示さないと、理解者が増えない。一方で、理解されるように示せば、市民の中で期待する人が増えるのではないか。</p>	<p>⑦⑧日本型ＩＲの中核施設の一つには、<u>日本の伝統、文化、芸術等を生かした公演等による観光の魅力増進施設が設置が定められており、海外のＩＲ施設との差別化が図られると考えています。</u>また、ＩＲ施設を拠点に、<u>日本国内の観光の魅力を発信するとともに、国内各地へ送客する機能も備えることになっています。</u>これら法の趣旨を踏まえ、世界のＩＲと競争できる、日本・横浜ならではの魅力ある施設が設置・運営をされるよう検討していきます。</p> <p>⑨ＩＲ施設への来訪者の利便性を高めるためには、<u>空港や主要駅等からのアクセスは非常に重要です。</u>今後、<u>しっかりと調査・検討を進めています。</u></p>
	<p>⑪ＩＲをやるのは構わない。ただ、<u>カジノを開設するのであれば、依存症対策を万全に行う必要がある。</u>現状は国や自治体がどれだけ依存症対策や懸念事項対策に本気になっているのか疑問に思う。万全を尽くしていない。実態は全然変わっていない。</p>	<p>⑩人口減少や超高齢社会の進展する中で、長期的には消費や税収が減少し、経済活力の低下や厳しい財務状況が見込まれます。そうした状況であっても横浜が都市の活力を維持し、子育て、医療、福祉、教育など市民の皆様の安全安心を確保することが必要です。<u>ＩＲによる「観光の振興」、「地域経済の振興」、「財政の改善」など、これまでにない経済的社会的効果が見込まれ、横浜市が抱える諸課題の有効な対応策になり得ること、世界最高水準のカジノ規制といわれるＩＲ整備法やギャンブル等依存症対策基本法など、依存症に関する諸制度が整いつつあり、国、自治体、事業者、関係団体がしっかりと協力することで、依存症の方を増やさないように取り組む環境が整ったこと、これらを総合的に勘案しＩＲを実現する必要があるという結論に至りました。</u>今後、実施方針を策定する中で、横浜の目指すＩＲについてしっかりと検討し、市民説明会、ホームページ、広報よこはまなどで、市民目線で分かりやすく説明していきます。</p>
	<p>⑫ＩＲ事業者と一緒に地域の未来に何をどのように還元するか、周辺の環境も含めて提示しなければ市民は納得しない。特にノンゲーミングが重要。</p>	<p>⑪本市では、これまで医療機関や関係団体等と協力し、アルコールや薬物、ギャンブルなどの依存症に対して、総合的な取組を行ってきました。引き続き、依存症に関する知識の普及啓発を行うほか、当事者や家族の悩みの解決に向けた、相談支援などの取組を充実させていきます。また、<u>府内で連携会議を設置して、総合的な依存症対策を進めるほか、医学部を持つ横浜市立大学においては、医療面を中心に研究面・人材面で大きな役割を果たしてもらうよう、今後協議を進めています。</u></p> <p>⑫ＩＲ区域内の、<u>大規模なMICE施設や魅力施設等により、観光客の増加やビジネスの機会が創出され、新たな需要と消費を生み出し、経済効果を広範囲に及ぼすものと考えています。</u>また、<u>周辺地域の魅力向上に努めるとともに、ＩＲと周辺地域が連携することで、相乗効果を生み出していく</u>さらには、ＩＲにより地域環境が悪化することがないよう、対策を進めています。</p>

項目	意見内容	対応の考え方
	<p>【観光の振興、地域経済の振興、雇用の増加、財政の改善等のＩＲの効果】</p> <p>①ラスベガスでは頻繁にリノベーションをしている。<u>初期投資を大きくするだけではなく、長期的に施設の魅力を維持していくための仕組みを作ることがポイントとなる。</u></p>	<p>①ＩＲ整備法は、<u>カジノ事業の収益の活用</u>にあたっては、国による認定区域整備計画の実施の状況についての毎年度の評価の結果に基づき、当該<u>収益をＩＲ施設の整備その他ＩＲ事業の内容向上や都道府県等が行う認定区域整備計画に関する施策への協力に充てるように努めなければならぬ</u>としています。また、基本方針においても、カジノ事業の収益の活用については、<u>ＩＲ事業の公益性の確保にあたって必要な再投資が行われているかどうかの観点が、評価の対象となつて</u>います。こうした仕組を活かし、施設の魅力を維持できるよう検討を進めていきます。</p>
	<p>②日本で宿泊を伴う観光といえば、従来は都市の奥座敷の温泉地に泊まるというもので、都市を観光するという発想があまりなかった。<u>横浜市も、観光政策の立案・実施体制が弱い</u>と思う。ドイツではどんな小さな街にもしっかりとした観光政策がある。いわゆる「縦割り行政」では観光政策はできない。<u>専門部署を設置して、観光で何を目指すのか考えていくことが必要ではないか。</u></p>	<p>②横浜の観光面での国際競争力をさらに高めるためには、地域の多様な関係者が一体となり、オール横浜で取り組む必要があると考えています。今後、<u>ＩＲ誘致後の横浜の観光ＭＩＣＥの状況を見据え、ＤＭＯの設置など、最適な組織体制の検討を行っていきます。あわせて、横浜美術館やみなとみらいホールなどの既存施設の有効活用も検討していきます。</u></p>
	<p>③ＩＲを契機として、ＩＲ施設の整備に加え、<u>既存施設の有効活用策の検討も進むことを期待している。</u></p>	<p>③既存のＭＩＣＥ施設である<u>パシフィコ横浜</u>は高い稼働率を維持しており、現在さらなる国際会議等の開催需要に応えるべく、パシフィコ横浜ノースの整備を進めています。ＩＲで整備されるＭＩＣＥ施設は、パシフィコ横浜をはじめ、既存の施設と連携し、相乗効果が図れるよう検討していきます。</p>
	<p>④ラスベガスでは今や集積するエンターテインメントショーが集客の原動力、あるいはシリコンバレーのようにそこに行けば何か新しいＩＴに触れられるといったように、<u>地域としての価値が必要。</u>カジノ自体は二番煎じ、三番煎じで、海外ＩＲ事業者に日本人の財布を狙わせるだけ。</p>	
	<p>⑤日本のＩＲに出かけて行くことの価値を世界に発信できることが必要。例えば、「Pokémon GO」の地域限定ポケモンはそこに行かなければ体験できないものを提供する仕掛け。日本文化の奥に深く触れられる、<u>その地域にしかないオリジナルなものを入手して持ち帰ることができる、日本のゲームセンターの粋を極めた最先端の施設で世界最新のアニメとゲームが体験できる、地域限定仮想通貨を使ってその地域の中にしかない体験ができるなど「そこに行く価値」を作る仕組みが重要。</u></p>	<p>④⑤日本の伝統、文化、芸術等の独創性の他、アニメやゲームなど世界最新のものを体験できる仕組みは大きな集客が期待できるので、今後定めていく実施方針で横浜市の考え方を示し、事業者の提案を求めていきます。</p>
	<p>⑥行政は、自分の住んでいる街がうまくいっていないと言ったがらない。<u>GDPや経済循環分析等の証拠となるデータを市民に示して、経済や財政の現状を理解してもらう必要がある。</u></p>	<p>⑥今後の市民説明会などの機会をとらえて、横浜市の現状や課題などについて、市民の皆様に丁寧に説明していきます。</p>

項目	意見内容	対応の考え方
	<p>⑦横浜だけでなく、A都市もB都市も日本人の宿泊者数は減った。そのため、インバウンドに注力しなければならない。人口減少と共に落ち込む消費をカバーするために観光が地方創生の柱になる。</p>	<p>⑦将来の横浜を取り巻く状況として、人口減少社会の到来、生産年齢人口の減少に伴う個人市民税の減少、超高齢社会の進展、公共施設の老朽化をはじめとした様々な課題が予測されています。これらの課題に対応し、横浜のさらなる成長・発展のため、様々な方法を模索していく必要があります、IRはその有力な選択肢の一つと考えています。</p>
	<p>⑧IRの導入及びインバウンド客誘致の利点は、客单価を上げられることである。日本人観光客ではそうそう客单価は上がらない。ただ客单価を上げるためにには、付加価値の高いサービスを提供する必要がある。そのためには人材育成が必要である。</p>	<p>⑧IRには、ラグジュアリーな宿泊施設や一流のエンターテイメント施設の整備が予定されていますが、付加価値の高いサービスを提供するためには、そこで働く従業員の高い能力が不可欠です。このため、IR事業者には、独自の人材開発や育成の取組を誘導していきます。</p>
	<p>⑨IRは大人の社交場になるだろう。インバウンド観光客にとって日本はナイトライフが少ない。夜も開いている施設は魅力的である。インバウンドのため大人が遊べる施設が必要であり、IRはその一端になりうると思う。</p>	<p>⑨日本型IRは、ラグジュアリーな宿泊施設や、ナイトタイムエコノミーに資するエンターテイメント施設などの整備・運営が予定されており、これらの施設が外国人宿泊者の増加に寄与するものと考えています。また、長期滞在型観光を誘発する、魅力あるコンテンツの提案を求めていきます。</p>
	<p>⑩観光客数が伸び悩んだとしても日本型IR事業が成り立つような計画にする必要がある。また、もしリーマンショックのような経済危機が発生した場合、見込んでいた経済効果が上がらないことも想定しておくべきである。</p>	<p>⑩IR事業の実施を通じて、観光や地域経済の振興に寄与し財政の改善に資するためには、長期間にわたって、安定的かつ継続的なIR事業の実施を確保する必要があります。こうした観点から、IR事業者の責任ある履行確保の方法やIR事業におけるリスク及びその分担を示すことが必須であり、今後、事業方針を策定する中で検討していきます。</p>
	<p>⑪もしIR施設での雇用対策を考えるなら、派遣の安い雇用ばかり創出するのは望ましくない。派遣を不可にして、雇用保険と社会保険を完備した正規雇用を義務付けるのはどうか。雇用を創出するとはいえ、質が問題である。</p>	<p>⑪世界中から注目を集める魅力的なIRを整備することにより、国内外から観光MICに従事したいという優秀な若手人材が、横浜に集まり、その人材を育成し、市内、県内の観光地に輩出する仕組みとともに、雇用の質を高める方策について、実施方針を策定する中で、検討していきます。</p>
	<p>【ギャンブル等依存症や暴力団の関与、治安悪化などの懸念事項】</p> <p>①カジノを作ればギャンブル依存症は必ずといっていいほど発生することが想定されるため、依存症対策等の社会的コストがどの程度かかるかの試算・把握をすることが重要である。</p>	<p>①日本型IRに設置されるカジノには、IR整備法に基づき、ゲーム機会の限定や厳格な入場規制など、世界最高水準といわれる規制が適用されます。また、IR整備法の規制に加えて、国では昨年、「ギャンブル等依存症対策基本法」を成立させ、今年の4月には、「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」を策定し、依存症対策に着手しています。日本型IRが参考としているシンガポールでは、IRの設置前から依存症対策に取り組んだ結果、問題あるギャンブル依存症の方が減少しています。横浜市でもこれらの成功事例を参考に、国、事業者、関係団体などが協力して依存症の方を増やさないように取組を徹底していきます。今後、ギャンブル依存症等実態調査を実施し具体的な対策を検討していきます。</p>

項目	意見内容	対応の考え方
	<p>②ギャンブル依存症対策については事業者まかせではいけない。若者のゲームや薬物依存症対策も含め、総合的な対策を、行政主導でとることが必要である。また、事業者、市、国がそれぞれ対応する必要があると考えており、事業者にどの程度コストを負担してもらうかも重要である。</p>	<p>②本市では、これまで医療機関や関係団体等と協力し、アルコールや薬物、ギャンブルなどの依存症に対して、総合的な取組を行ってきました。<u>引き続き、依存症に関する知識の普及啓発を行うほか、当事者や家族の悩みの解決に向けた、相談支援などの取組を充実させていきます。</u>また、<u>府内で連携会議を設置して、総合的な依存症対策を進めるほか、医学部を持つ横浜市立大学においては、医療面を中心に研究面・人材面で大きな役割を果たしてもらうよう、今後協議を進めています。</u></p>
	<p>③依存症対策は、顔認証やマイナンバーカードなどの入口制限だけでは不十分である。</p>	<p>③④日本型IRに設置されるカジノには、IR整備法に基づき、ゲーム機会の限定や厳格な入場規制など、世界最高水準といわれる規制が適用されます。また、IR整備法の規制に加えて、国では昨年、「ギャンブル等依存症対策基本法」を成立させ、今年の4月には、「<u>ギャンブル等依存症対策推進基本計画</u>」を策定し、依存症対策に着手しています。日本型IRが参考としているシンガポールでは、IRの設置前から依存症対策に取り組んだ結果、問題あるギャンブル依存症の方が減少しています。横浜市でもこれらの成功事例を参考に、<u>国、事業者、関係団体などが協力して依存症の方を増やさないように取り組んでいきます。</u></p>
	<p>④入口制限では防げないという前提で、もう少し踏み込んだ対策をしないといけない。</p>	<p>⑤国は「ギャンブル等依存症対策基本法」を踏まえ、既存の競馬などの公営競技を含めたギャンブル等依存症に対して、「<u>ギャンブル等依存症対策推進基本計画</u>」を4月に策定しました。国、自治体、事業者、関係団体が連携して対応する枠組みが整ってきましたので、総合的な依存症対策を進めています。</p>
	<p>⑤各種ギャンブルにおいて、バランスを欠いた対応は望ましくない。全部に関連する対策を取らなければいけない。</p>	<p>⑥本市では、これまで医療機関や関係団体等と協力し、アルコールや薬物、ギャンブルなどの依存症に対して、総合的な取組を行ってきました。引き続き、依存症に関する知識の普及啓発を行うほか、当事者や家族の悩みの解決に向けた、相談支援などの取組を拡充させていきます。また、<u>国</u>の基本計画では、高等学校において令和4年度からギャンブル等依存症対策を含む依存症についての教育を開始する予定であり、子ども・青少年やその保護者等に対し、<u>予防に資する啓発</u>を推進していきます。</p>
	<p>⑥対策としてまず考えられるのは、<u>依存症になってしまった人を治療や相談で対応すること</u>である。ただ、<u>予防は重要であるが予防の手法は千差万別であり難しい。</u></p>	<p>⑦国の基本方針では、<u>IR事業者は、カジノ事業の免許を得るまでに進める準備(IR施設の建設、調達等に係る契約、各種行為準則の策定、従業員の雇用・教育など)</u>の段階から、<u>その役員、株主、従業員、契約の相手方等からの反社会的勢力の排除の徹底に取り組むこと</u>が必要とされています。さらに、<u>都道府県等がIR事業者の適格性を担保するために、IR事業者の役員及び株主又は社員について、カジノ免許を取得する上での欠格事由が存在しないことの確約書、都道府県公安委員会への照会、IR事業者における行動指針の作成などを求めています。</u>これらにより、<u>運営前から暴力団や反社会勢力の排除の徹底を図っていきます。</u></p>
	<p>⑦暴力団員の関与は懸念されるため、ハード面となる日本型IRの建設段階から排除する必要がある。<u>運営開始後の対策では遅い。</u></p>	

項目	意見内容	対応の考え方
横浜市の状況、課題等について	【IRに関する様々な意見】	
	<p>①夢洲の開発は、今まで有効利用されていなかった場所の開発であり、苫小牧や長崎は、人口減などの理由で、IR誘致には大義名分がある。<u>横浜の場合、経済的には地方より厳しい状況ではないので、大義が難しい。</u>また、横浜では、まだ日本人向け観光でも改善余地はあるので、<u>横浜に必ずIRが必要かという点は考えないといけない。</u></p>	<p>①横浜市は、2019年をピークに人口減少にシフトし、生産年齢人口の減少や老人人口の増加が見込まれ、消費や税収の減少、社会保障費の増加など、経済活力の低下や厳しい財政状況が見込まれます。横浜が将来にわたり都市の活力を維持し、子育て、医療、福祉、教育など市民の皆様の安全安心な生活をしっかりと確保する必要があります。IRは、昨年度の調査の結果、これまでにない経済的社会的効果が見込まれ、これら横浜市が抱える諸課題の有効な対応策の一つとなり得ると考えられます。</p>
	<p>②なぜ横浜でIRを導入するのか、しっかりと説明責任を果たさなければならない。<u>地方都市ではそろそろ65歳以上の人口のピークを過ぎるが、横浜はまだ高齢者の人口が増え、社会保障費が増えると予想される。一方で、働く人が市外に流出している。街として稼がなければいけないが、1次産業の少ない都会ほど、サービス産業である観光により収入を得なければならない。</u></p> <p>③「行政サービスを将来誰が負担するのか」、「あなたが年金などをもらうとき、誰がその原資を払うのか」という問い合わせに対する答えを、市民に理解してもらう努力は必要。<u>説明の仕方では理解する市民もいる。将来を考えている市民の声は大事にすべきである。</u></p>	<p>②③IRを導入する理由について、今後、<u>横浜市の現状や課題、IRを導入する意義や目的について、市民説明会、ホームページ、広報よこはまなどを通じて、IRへのご理解をいただけるよう、市民の皆様に丁寧に説明を続けていきます。</u></p>
	<p>④重要なのは、IRが市の財政に対して明確な経済的効果を生じさせることができることを示すことである。横浜市が地方創生時代に自立を目指すなら、IRによりどの程度収入を得る必要があるのか。直ちにではなくとも5年後に市に収入がどの程度必要かということを市民と事業者に示すなら、IR施設の完成予想図も変わってくる。横浜にIRを設置した時の目標売上高及び経済波及効果を示すべきである。経済波及効果は横浜市内だけでは弱いため、近隣市町村をどう巻き込むかが検討課題である。ただ、横浜市の外に雇用が流れてしまうことは回避すべきである。例えば、F都市で働く人のほとんどはE都市の市民である。このように、仕事場化している市町村が多い。<u>雇用者も含めて横浜市内で人材や地域経済を循環させなければ市の增收に繋がらない。</u></p>	<p>④IRに設置されるMICE施設やホテル、レストランなどの運営には、食材や物品の供給をはじめ、清掃・警備や施設のメンテナンスなど様々なサービスにおいて、人的にも物的にも、調達が必要となります。IR整備による経済的効果を最大限、地域に還元するため、今後進めていく調査で検討し、実施方針に反映していきます。</p>
	<p>⑤横浜という街がどういう国際観光都市になりたいのか、ビジョンが大事である。</p>	<p>⑤大規模なスポーツイベントや国際会議、クルーズ船の寄港など、都心臨海部の魅力向上を通じ、国内外から交流人口の拡大を目指し、公民一体でデータに基づいた観光施策を推進することで、活気あふれる観光・MICE都市を目指します。</p>
	<p>⑥IR施設を設置した場合にどれ位の経済効果があるのかについては数字で市民に示す必要はあると思うが、一方で增收効果が見込まれるからIRを誘致しようという発想だけでは反対する市民も出てくるのではないか。将来的にどのような横浜市をつくっていくのか、どの分野にIRからの歳入を使うのか等、<u>横浜市としての将来ビジョンを明確に示す必要がある。横浜市における現状の課題を、IRを設置することによりどのように解決していくのかを整理して示すべき。</u></p>	<p>⑥今後作成する実施方針や区域整備計画などに、横浜の目指すIRのビジョン、具体的な観光や経済の振興策、IRの增收効果等を活用した現状の課題を解決するための施策などを定めていきます。</p>

項目	意見内容	対応の考え方
	<p>⑦ I Rが開発されるまでの間、対策費用がどこから出て、市財政にどの程度の負荷がかかるのか、といった負の話が明らかにされていない。その投入費用と将来見込まれる益をどのように比べるか。益は、短期的に考えた場合と長期的に考えた場合ではどうか。そういうことを行政が答えられるようにすべきではないか。 I Rによって何がどう変わるのか、ということをもっと検討し、共有すべき。</p> <p>【横浜の課題】</p> <p>①赤レンガ倉庫の辺りは、観光スポットとして魅力的だが、せっかくの海辺のロケーションであるにもかかわらず、海辺エリアで飲食を楽しめる施設がない点が残念である。サンフランシスコやシドニーにはそういった施設があり、観光スポットとして人気がある。<u>みなとみらい</u>は、海辺と都心が融合したような興味深い場所なので、更に魅力的な場所になれるはずである。こうした充実化計画を、 I Rと同時並行的に進められると良いのではないか。</p> <p>②現在の日本では基本的な公的サービスは既に充足しており、今後の多様な質・料金によるサービス提供を行政だけで行うことは難しく、官民連携して行っていく段階にきているのではないか。行政だけではできないことを民間に協力してもらうことは当然の流れであり、 I Rも一つの手法であると思うが、貴重な土地の活用であり、全てを民間の自由に委ねてしまうのは問題。どのような街にしたいのかという横浜市の明確なビジョンを示すことが必要。</p> <p>③横浜市は、今はインバウンド観光客が増えてきてはいるが、地域に経済効果が出ているかがあまり分からぬ。市税の税収に繋がっているかも疑問である。 I Rによるカジノ収益を横浜のエリアマネジメントや地域の文化活動の支援にも繋がる仕組みを考えなければいけない。観光インフラ整備に必要な資金を I Rによって得ていくという説明も考えられる。</p> <p>④横浜はあまり紹介されていない。現在における特徴が無く、世界に横浜が伝わっていないのではないかと考えられる。クルーズ船が大桟橋に寄港し、シルク会館に外国人が入ると一生懸命シルクの歴史などの説明を読んでいる。クルーズのハイクラスの人は寄港する都市を勉強してきている。昔、メイドイン富岡のシルクが最高級品で横浜から全部出荷されていたなどということは、外国人の方が知っていたりする。横浜が、日本の発展のエンジンであった歴史的背景をもっと外国人に伝えた方がいい。今、横浜に来ている外国人は、横浜に来ているというよりは、特定の施設やイベントに来てはいるが、横浜に来ているという感覚は無いのではないか。</p> <p>⑤横浜市の課題は、 I Rを設置するしない以前の問題である。東京の経済圏であり、昼夜間人口比率は100以下で流出型である。買い物も川崎でしており、規模は大きいが地元に金が落ちないよう見受けられる。</p>	<p>⑦ I Rを導入するにあたり、周辺のインフラ整備や懸念事項対策に係る費用とその分担について、今後、サウンディング調査や専門的調査を通じて、検討を進めていきます。</p> <p>① I R事業を進めるにあたっては、様々な事業者と連携し、 I R区域だけでなく、中華街やみなとみらい、パシフィコ横浜、横浜駅周辺などの既存の観光資源と連動することで、周辺地域を含めた賑わいの創出や相乗効果を生み出すとともに、横浜の魅力向上に努めています。今後、専門的な調査、サウンディング調査などを踏まえ、事業方針に反映させていきます。</p> <p>②③今後作成する実施方針、区域整備計画において、横浜市が I Rを実施する意義及び目標などを示していきます。また、市民説明会、実施方針、区域整備計画策定、その後公聴会などの機会を捉え、市民の皆様にも明確にお示ししていきます。</p> <p>④日本型 I Rでは、日本の伝統、文化、芸術等を生かした公演等による日本の魅力を発信する魅力増進施設の設置が定められています。法の趣旨を踏まえ、世界の I Rと競争できる、横浜ならではの魅力あるコンテンツを検討し、実施方針に反映させ、事業者の提案を求めていきます。</p> <p>⑤ I Rに設置されるMICE施設やホテル、レストランなどの運営には、食材や物品の供給はじめ、清掃・警備や施設のメンテナンスなど様々なサービスにおいて人的にも物的にも、調達が必要となります。 I R整備による経済的効果を最大限、地域に還元するため、今後策定する実施方針の中で、その仕組みについて検討し、市内企業への受注や市民の皆様の雇用を促進していきます。</p>

項目	意見内容	対応の考え方
	<p>⑥横浜市民が高齢化しており将来的に介護が必要となる人が増加することが見込まれているため、横浜市としては今後どうしていきたいのか、そのためにどうＩＲを活用していくのかについて検討する必要がある。ただし、横浜市民にどう説明していくかについては別途検討する必要がある。</p> <p>⑦神奈川県には従来からN P O法人ワンデーポート等があり、自助回復グループ（G A）の数も多い。神奈川県のギャンブル依存症対策は先進的であるが、依然として数千人の患者がいるため、これらの施設の数はまだ不十分である。</p> <p>⑧もしＩＲを作ることがあれば、青少年の健全育成、暴力団及び依存症への対策を十分に実施してほしい。特に、依存症の予防対策に力を入れて検討してもらいたい。</p>	<p>⑥今後作成する実施方針、区域整備計画において、横浜市がＩＲを実施する意義及び目標などを示していきます。また、市民説明会、ホームページ、広報よこはまなどで、市民の皆様に丁寧に説明していきます。</p> <p>⑦横浜市では、これまでの医療機関や関係団体等と協力し、アルコールや薬物、ギャンブルなどの依存症に対して、総合的な取組を行っています。引き続き、依存症に関する知識の普及啓発を行うほか、当事者や家族の悩みの解決に向けて、相談支援などの取組を拡充させていきます。また、今後調査を行い、依存症の方の実態を把握し、対策を検討していきます。</p> <p>⑧青少年への悪影響対策では、日本のＩＲでは20歳未満の方のカジノ施設への入場は禁止されており、入場時にマイナンバーカード等で厳密に年齢確認を行います。20歳未満の方へのカジノに関する勧誘は禁止されており、加えてカジノに関する広告は日本国内では空港内等の入国前の外国人が滞在する場所以外では認められていません。また、広告には20歳未満が入場できない旨を明記が義務付けられています。</p> <p>反社会的勢力の関与への対策として、カジノ事業免許に基づく厳格な規制により、カジノ事業者や従業員だけでなく、株主や取引業者も対象とする厳しい調査を行い反社会的勢力を徹底的に排除します。反社会的勢力に属するものはカジノへの入場も禁止されます。</p> <p>依存症対策では、これまで本市では、アルコールや薬物、ギャンブル等の依存症に関する知識の普及啓発を進めるほか、依存症の患者の方やその家族に対して、ソーシャルワーカーによる相談、家族教室などの支援を行っています。また、こうした取組に加えて、今年の4月に国から「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」が示されたことなどを踏まえ、新たに、ギャンブル以外の依存症も含めた依存症への総合的な取組、ギャンブル以外の依存症も含めた予防教育の実施、事業者研究機関との研究・調査による実態把握などを関係者と協力・連携しながら進め、依存症の方を増やさないように取り組んでいます。</p>
事業者への情報提供 依頼で得られた意見について	<p>【ＩＲを設置した場合の事業性、経済的・社会的効果】</p> <p>①経済効果の検証のため、ＩＲ施設全体の事業計画や来場者数等の見込等について前提条件や収益性を精査すべき。</p> <p>②観光客をＩＲ施設の外にどのように出すのかも含め、考えなければならない。地域で消費をしてもらえるような仕組みを構築する必要がある。今は観光客の行動範囲が限定的である。ＩＲには、それを拡げる効果を期待している。</p>	<p>①今年度は昨年ご協力いただいた事業者12者に対し、政令を踏まえ、事業計画や来場者見込みについてヒアリングを実施し、精査を行いました。今後実施を予定しているサウンディング調査で事業者へのヒアリングや対話を重ねるとともに、本市として専門的な調査を行い、情報の精度向上を進めます。</p> <p>②ＩＲ事業による、経済的・社会的効果を最大限に発揮するため、周辺地域での消費を誘導する取組について、今後検討を進め、事業方針に反映していきます。</p>

項目	意見内容	対応の考え方
	<p>③良い施設を作ったと言っても、競合に勝てなければ客は来ない。横浜では、<u>他の都市と競争する際のことによく考え、調査検討をしっかり行うべき。</u></p> <p>④色々な観光団体が独自に活動している。そのため、無駄が多いだけでなく、誰もカバーしていない漏れも生じてしまう。<u>これらの活動を、最初に整理する必要がある。観光施策の重複や漏れに伴う無駄をなくすための組織がDMOである。</u></p> <p>⑤IRができるとパシフィコ横浜と競合するので、共存しなければならない。<u>IRができれば、横浜観光コンベンションビューローの強化は必須である。</u></p> <p>⑥横浜は<u>横浜観光コンベンションビューローの強化が必要である。MICE施設、ホテル、旅行会社、交通機関及びユニークベニューである美術館等が協働するようにしないと、横浜市が選ばれない。市内で競合して取り合っては意味がない。</u></p> <p>⑦地元調達については、地元の経済界、商工会議所や同友会が気にすると思う。東京の企業からではなく、<u>地元企業から調達することの確からしさは重視される。</u></p>	<p>③他都市との競争力強化に向けて、サウンディング調査やアドバイザリーの支援を得ながら、より専門的な調査・分析を行い、横浜の魅力や優位性を引き出せるような実施方針や区域整備計画を作成し、国の認定を目指します。</p> <p>④⑤⑥横浜の観光MICEの国際競争力をさらに高めるためには、地域の多様な関係者が一体となり、オール横浜で取り組む必要があると考えています。今後、IR誘致後の横浜の観光MICEの状況を見据え、DMOの設置など、最適な組織体制の検討を行っていきます。</p> <p>⑦IRに設置されるMICE施設やホテル、レストランなどの運営には、食材や物品の供給はじめ、清掃・警備や施設のメンテナンスなど様々なサービスにおいて人的にも物的にも、調達が必要となります。IR整備による経済的効果を最大限、地域に還元するため、今後策定する実施方針の中で、中小企業振興基本条例の趣旨を踏まえ、その仕組みについて検討し、市内企業への受注や市民の皆様の雇用を促進していきます。</p>
	【IRを設置した場合に想定される懸念事項などとその対応策】	
	<p>①山下ふ頭周辺の交通渋滞問題については、埠頭入り口がボトルネックになることが強く懸念される。</p> <p>②オペレーターからの情報提供内容は主としてカジノにおける対策であって、カジノ施設の周辺における問題はカバーできていないこともある。<u>カジノが開業したら周辺にどういう影響が出るかを想定し、周辺全体としての対策が必要になる。なかには、IR開業前から始めるべき対策もあるだろう。都市全体の問題として一緒に解決に向けて考えてくれるオペレーターなのか、IRのことしか考えられないオペレーターなのか、を見極めることが重要である。</u></p> <p>③事業者が本当に依存症の予防や治療に踏み込んでいくのか、特に予防については、疑問がある。事業者は明確に分かる形、議論できる形で、依存症への取り組みを示してほしい。</p>	<p>①補正予算に<u>交通アクセス対策等検討調査を計上し、山下ふ頭周辺の交通対策について、本格的な検討を進めていきます。</u></p> <p>②自治体とIR事業者は、IR事業の具体的な実施体制や実施方法などを定め、相互が協力・連携して事業を進めていきます。今後の専門的調査やサウンディング調査を通して、周辺街づくりを共に行ってくれるIR事業者を選定できるよう、実施方針を策定していきます。</p> <p>③今後、<u>サウンディング調査を通じて、IR事業者との対話を重ね、IR事業者が実施する依存症対策についてしっかりと確認するとともに、実施方針や区域整備計画の策定を通して、IR事業者の依存症対策を明確にし、実施を求めていきます。</u></p>

項目	意見内容	対応の考え方
	<p>【IRの立地、全体開発のコンセプト、イメージ等】</p> <p>① IRを考えているのであれば、横浜の都心臨海部の位置づけ、歴史的な背景、都市戦略について、IR事業者に理解してもらう必要がある。横浜市は、歴史的な役割を担ってきたが、現在の横浜は、担うべき役割が分かりにくい。市の規模は大きいけれど、アイデンティティを持ちにくい。IRは、横浜の未来を体現するようなものにならなければいけない。</p> <p>②特殊な交通動線もあるので、大渋滞が起きて市民に迷惑が掛からないようにすべきである。クルーズが来た場合の大さん橋の問題や、年間の横浜の様々なイベントへの配慮も必要であり、周辺地区への配慮も必要である。全体としてストーリー的なつながりをもった開発が重要である。これは、事業者ではなく、横浜市側がメッセージとして伝えなければいけない。</p>	<p>①今後作成する実施方針において、横浜市がIRを実施する意義及び目標などを示し、IR事業者の理解を求めるとともに、事業者による提案に反映されるようにしていきます。</p> <p>②補正予算には、交通対策等の調査、周辺地域の交通アクセス対策等の検討調査を計上しています。それらの調査を踏まえ、実施方針に反映させていきます。あわせて、横浜市がIRを実施する意義及び目標なども示し、IR事業者の理解を求めるとともに、事業者による提案に反映されるようにしていきます。</p>
その他について	<p>【その他】</p> <p>①IR施設と周辺施設の位置付け等、IR施設の誘致検討を機に、横浜市としての観光計画のようなものを整備する事が望ましいのではないか。</p> <p>②横浜にIR施設を誘致した場合に、どのくらいの経済効果があり、市にどのように還元されるのか。直接効果や周辺効果をきちんと数字でも市民にみせるべきである</p> <p>③夜間の交通対策はどうか。例えば、ロンドンでは深夜の移動の心配がない。ナイトタイムエコノミーの充実のため、深夜の公共交通の充実が必要である。帰宅交通のために時間を気にして遊ぶのは空しい。</p> <p>④横浜市において、ギャンブルを行う人の所得層がどの程度で、年齢層はどの年代が多いのかなどについて分析できれば対策に有用な情報となる。</p> <p>⑤横浜市でもギャンブル等依存症に関する疫学調査を実施する意味はあると考えられる。IRを開業する前後の時期において、モニタリングが必要である。2017年の全国調査では1万人のうち約5,300人が回答しており、その中で横浜市内の調査人数はわずかではないかと思われる。この数では横浜市の状況は不明であるため、横浜市で同様の調査をした方が良い。IRには日本中から客が訪れると思うが、近隣からの訪問客の割合が高いため、神奈川県全体をカバーした方が良い。</p> <p>⑥両親学級（母親学級）で依存症教育をやるべきである。赤ちゃんができた時から、依存症の説明できる講師で実施する。他の自治体では、ギャンブル依存症について高校生から教育をやっているところもあるが、今はゲーム依存について低年齢から教育すべき。例えば、横浜市では両親（母親）学級から、小中学校、高校そして、大学と依存症対策に関する計画を作る。</p>	<p>①今後、IR事業者の提案や協議を踏まえて、既存の市内の観光事業者と一緒に賑わいや経済活性化を図れるよう検討していきます。</p> <p>②今後作成する実施方針、区域整備計画において、横浜市がIRを実施する意義及び目標などをあわせてIRによる経済的効果、社会的効果を示していきます。また、市民説明会、ホームページ、広報よこはまなど、市民の皆様に丁寧にご説明していきます。</p> <p>③多くの外国人観光客に滞在してもらうために、ラグジュアリーな宿泊施設など、多様なレベルのホテルが整備され、ナイトタイムエコノミーを伴うエンターテイメント施設の設置が重要と考えます。また、IR区域内にとどまらず、IR区域外でもナイトタイムエコノミーの充実も求められることが想定されます。みなとみらい地区や野毛、中華街など周辺の事業者の皆様のご意見を伺うとともに、あわせてタクシーやバス等の交通事業者の皆様とも対話を進めています。</p> <p>④⑤補正予算には、横浜市のギャンブル等依存症の実態調査を計上しています。この調査を踏まえ、具体的な施策を検討していきます。</p> <p>⑥横浜市はこれまで、依存症に関する普及啓発、患者や家族に対する相談や教育などの支援など、様々な依存症対策を進めてきました。今後は、4月に国から示された「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」を踏まえ、自治体、国、事業者、関係団体などが協力して依存症の方を増やさないよう、また、ゲーム、薬物、アルコール等の総合的な予防対策を各年代で取り組んでいきます。</p>

第1 IR整備の意義・目標

◆ 意義

- 国際的なMICEビジネスを展開し、日本の魅力を発信して世界中から観光客を集め、来訪客を国内各地に送り出すことにより、「国際競争力の高い魅力ある滞在型観光」を実現。

◆ 目標

- 我が国におけるMICE開催件数の増加。
- 2030年に訪日外国人旅行者数を6,000万人、消費額を15兆円とする政府目標達成の後押し。
- 訪日外国人旅行者の国内各地の観光地への訪問の増加。

第2 IR整備の推進

- IR整備の推進に当たっては、IR事業の公益性や、地域における十分な合意形成を確保。

第3 IR事業・IR事業者

- IRの各施設が、IR整備法や政令で定める基準に適合していること。

第4 区域整備計画の認定

- 都道府県等は、実施方針を作成し、公正性・透明性を確保して、民間事業者を公募・選定。
- 認定の申請期間……【検討中】
- 国土交通大臣は、認定の審査を公平・公正に行うため、有識者による審査委員会を設置。
- 認定審査の基準……【右側参照】
- 都道府県等とIR事業者の間の実施協定の有効期間は、認定の有効期間を超えた長期間とすることもできる。
- IR事業は、長期間にわたって安定的・継続的に実施されることが重要。
認定の更新制度は、IR事業の着実な実施を一定期間ごとに確認するためのもの。

第5 その他

- インバウンド促進やギャンブル等依存症対策など、関係施策と連携して施策を推進。

第6 カジノ施設の有害影響排除

- 関係者が密接に連携して、犯罪発生の予防、青少年の健全育成、依存防止のための施策及び措置を確実に実施。
- IR事業者及び都道府県等において、依存防止のために万全の対策を講ずるとともに、ギャンブル等依存症対策基本法に基づく取組を一層強力に推進。

○ 認定審査の基準

◆ 要求基準（認定を受ける前提として、必ず適合しなければならない基準）

政令で定められた施設の規模要件を満たしていること等、基本的な要件。

◆ 評価基準（3という上限の範囲内で、優れた計画を認定するための基準）

(1) IR区域全体

- ・コンセプトが明確で優れていること
- ・建築物のデザインが地域の新たな象徴となりうるものであること
- ・これまでにないスケールを持つこと
- ・ユニバーサルデザイン等の観点から世界の最先端であること

(2) MICE施設

- ・MICEビジネスの国際競争力の向上に十分なスケールを持つこと
- ・重要な国際会議等に対応できる、優れたクオリティを持つこと

(3) 魅力増進施設

- ・日本の魅力をこれまでにないクオリティで発信すること

(4) 送客施設

- ・各地の観光魅力を伝えるショーケース機能を持つこと
- ・旅行サービスの手配を一元的に行うコンシェルジュ機能を持つこと

(5) 宿泊施設

- ・客室の広さ・構成・設備が国際競争力を有し、サービスの質が高いこと

(6) その他施設

- ・国際競争力と高いクオリティを持ち、幅広い人々が楽しめること

(7) カジノ施設

- ・IR全体のコンセプトと調和し、他の施設とバランスがとれていること

(8) IR区域が整備される地域、関連する施策等

- ・国内外の主要都市との交通の利便性に優れていること
- ・交通アクセス改善やインフラ整備等の施策が効果的であること

(1) 観光への効果

- ・MICE件数や観光客の増加が大きく見込まれること

(2) 地域経済への効果

- ・来訪者の旅行消費額の増加や地域の雇用創出が大きく見込まれること

(3) 2030年の政府の観光戦略の目標達成への貢献

- ・2030年に訪日外国人旅行者数を6,000万人、消費額を15兆円とする政府目標達成への大きな貢献が見込まれること

3 IR事業運営の能力・体制

IR事業者の能力、財務面の安定性、地域との良好な関係構築があること

4 カジノ事業収益の活用

カジノ事業収益を十分活用して、IR事業内容の向上や都道府県等の施策への協力をすること

5 カジノ施設の有害影響排除

カジノ施設の有害影響排除が確実かつ効果的に講じられるものであること

展示会場面積 世界ランキング

		万m ²
1	ハノーバー(独)	46.6
2	上海(中)	40.4
3	フランクフルト(独)	36.7
4	ミラノ(伊)	34.5
5	広州(中)	33.8
6	昆明(中)	31.0
7	ケルン(独)	28.4
8	デュッセルドルフ(独)	26.2
9	モスクワ(露)	25.5
10	パリ(仏)	24.6

出典:日本展示会協会(2019年3月現在)

【参考】海外IRの大型展示場

		万m ²
	マンダレイベイ (米ラスベガス)	10.6
	ザ・ベネチアン＆ザ・パラッツォ (米ラスベガス)	9.6
	ベネチアン・マカオ (マカオ)	7.5
	マリーナベイ・サンズ (シンガポール)	3.2

出典:産経ニュース等

MICEのコーディネートが東京に落ちている実態

一般的に、MICEの企画運営・コーディネートを行う事業者は、東京に多いと言われており、パシフィコ横浜で開催された大規模な政府系会議である、2013年の「第5回アフリカ開発会議」、2017年の「第50回アジア開発銀行年次総会」については、いずれも東京に所在する事業者が運営を担っています。

資料 8

市連会・区連会での主な意見

市民説明会を開催するにあたり、6月12日の市連会、6月17日から21日にかけて18区の区連会で説明しました。

主な意見としては

- ・説明会4か所では少ない
 - ・公会堂などもっと広い会場で開催すべき
 - ・説明会をするなら1か月前には案内が必要
- など説明会開催の方法についてのご意見

- ・カジノそのものに反対するご意見や、
 - ・市政の課題解決として収入を上げることは理解できるが、その解決方法がIRなのか。
 - ・IRを導入するのであれば、もっとしっかり説明する必要がある
- などのご意見
- ・横浜がよくなるのであれば、IRもあるのではという理解を示すご意見
- などがありました。

インフラの社会的コスト

インフラなどのコストについては、周辺道路の拡幅やペデストリアンデッキ等のアクセス施設の整備、また、区域内のライフラインの整備などに関する費用が想定されます。

今後の専門的な調査やサウンディングの実施、実施方針を策定するなかで明確化していきます。

懸念事項などの社会的コスト（マイナスの経済効果）についてどう検討したかわかる資料

懸念事項などの社会的コストについては、「ギャンブル等依存症の予防、治療、調査費用」「治安の維持に係る費用」等が想定されます。

ギャンブル等依存症の予防、治療については実態調査を行うことで横浜市の現状を把握したうえで対策や社会的コストについて検証していきます。

治安の維持に係る費用については、今後、警察等と協議しながら地域の治安について対策を検討し、そのコストについて明らかにしていきます。

山下ふ頭倉庫の現況

移転補償契約済み : 11棟 / 24棟

移転補償契約未契約 : 13棟 / 24棟

1 カジノ行為への依存を防止するため、①ゲーミングに触れる機会の限定、②誘客時の規制、③厳格な入場規制、④カジノ施設内の規制、⑤相談治療につなげる取組まで、 <u>重層的／多段階的な取組を制度的に整備</u> <p>2 公共政策上の制度整備と事業者責任のベストミックス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共政策として制度を整備するもの ・カジノ事業者が取り組むべき責任として確立するもの ・上記の両方が求められるものの適切な組合せを考慮 																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>多段階的な取組</th> <th>具体的施策例</th> <th>ポリシーミックス</th> <th>対象人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 機会の限定</td> <td>・ I Rの区域数の限定 ・ カジノ施設の数、ゲーミングエリアの限定 ・ オンラインカジノの禁止</td> <td rowspan="2">公共政策としての制度整備</td> <td rowspan="2">大多数</td> </tr> <tr> <td>② 誘客時の規制</td> <td>・ 広告・勧誘規制 ・ コンペ規制</td> </tr> <tr> <td>③ 厳格な入場規制</td> <td>・ 入場回数の制限／厳格な本人確認 ・ 入場料の賦課</td> <td rowspan="3">事業者が取組むべき規範</td> <td rowspan="3">限定的</td> </tr> <tr> <td>④ カジノ施設内の規制</td> <td>・ カジノ行為に関する規制 (著しく射幸心をあおることの防止) ・ 貸付規制 ・ ATMの設置に関する規制</td> </tr> <tr> <td>⑤ 相談・治療につなげる取組</td> <td>・ 相談窓口の設置 ・ 本人・家族申告による利用制限</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：特定複合観光施設区域整備推進会議資料より作成 42</p>				多段階的な取組	具体的施策例	ポリシーミックス	対象人数	① 機会の限定	・ I Rの区域数の限定 ・ カジノ施設の数、ゲーミングエリアの限定 ・ オンラインカジノの禁止	公共政策としての制度整備	大多数	② 誘客時の規制	・ 広告・勧誘規制 ・ コンペ規制	③ 厳格な入場規制	・ 入場回数の制限／厳格な本人確認 ・ 入場料の賦課	事業者が取組むべき規範	限定的	④ カジノ施設内の規制	・ カジノ行為に関する規制 (著しく射幸心をあおることの防止) ・ 貸付規制 ・ ATMの設置に関する規制	⑤ 相談・治療につなげる取組	・ 相談窓口の設置 ・ 本人・家族申告による利用制限
多段階的な取組	具体的施策例	ポリシーミックス	対象人数																		
① 機会の限定	・ I Rの区域数の限定 ・ カジノ施設の数、ゲーミングエリアの限定 ・ オンラインカジノの禁止	公共政策としての制度整備	大多数																		
② 誘客時の規制	・ 広告・勧誘規制 ・ コンペ規制																				
③ 厳格な入場規制	・ 入場回数の制限／厳格な本人確認 ・ 入場料の賦課	事業者が取組むべき規範	限定的																		
④ カジノ施設内の規制	・ カジノ行為に関する規制 (著しく射幸心をあおることの防止) ・ 貸付規制 ・ ATMの設置に関する規制																				
⑤ 相談・治療につなげる取組	・ 相談窓口の設置 ・ 本人・家族申告による利用制限																				
機会の限定	<ul style="list-style-type: none"> ・国内の I Rは<u>上限3つに限定</u>[第9条] ・ゲーミング区域の床面積の上限は I R施設の<u>床面積の合計3%</u>[第41条・政令] 																				
誘客時の規制	<ul style="list-style-type: none"> ・カジノ事業等に関する広告物は、空港・港湾等の旅客ターミナルのうち外国人が入国手続きを完了するまでの部分に限定[第106条・政令] ・20歳未満の者等への広告、勧誘禁止[第106条] 																				
厳格な入場規制	<ul style="list-style-type: none"> ・日本人等の入場回数を連続する<u>7日間で3回、28日間で10回</u>（24時間単位）に制限[第69条] ・マイナンバーカード等による<u>カジノ入場時の本人確認</u>[第70条] ・日本人等のカジノ入場者に<u>6,000円</u>（国と認定都市の各3,000円：24時間単位）の支払いを義務付け[第176・177条] 																				
施設内の規制	<ul style="list-style-type: none"> ・日本人等に対する貸付業務の規制[第85.86条] ・カジノ内へのATMの設置禁止[第94条] 																				
相談・治療につなげる取組	<ul style="list-style-type: none"> ・入場者からの相談や判断の支援に関する体制整備[第68条] ・本人が申告することによる入場制限(<u>自己排除プログラム</u>)、本人以外の家族が申告することによる入場制限 (<u>家族排除プログラム</u>) [第68条] 																				

※カジノ管理委員会が、 I R事業者の依存防止規定を免許申請時に審査

ギャンブル等依存症対策基本法、基本計画について

資料 12

1 ギャンブル等依存症対策基本法

平成30年7月のIR整備法の成立に先立ち、ギャンブル等依存症対策基本法（以下、「基本法」という。）が国において定めされました。

基本法は、「国民の健全な生活の確保を図る」とともに、「国民が安心して暮らすことができる社会の実現」に寄与することを目的としています。

定義	「ギャンブル等依存症」とは、ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊戯その他の射幸行為）にのめり込むことにより、日常生活又は社会生活に支障が生じている状態
基本理念	① ギャンブル等依存症の発症・進行・再発の各段階に応じた防止・回復のための対策を適切に講ずるとともに、本人・家族が日常生活・社会生活を円滑に営むことができるよう支援 ② 多重債務・貧困・虐待・自殺・犯罪等の問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう必要な配慮
配慮事項	アルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携が図られるよう必要な配慮
責務	【国の責務】基本理念に則り、ギャンブル等依存症対策を総合的に策定・実施 【地方自治体の責務】基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策に関し、国と連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定・実施 【関係事業者の責務】国・地方公共団体が行う依存症対策に協力するとともに、その事業活動を行うにあたり依存症の予防等（発症、進行、再発の防止）に配慮 【国民の責務】ギャンブル等依存症問題への関心と理解を深め、依存症の予防等に必要な注意を払う 【依存症対策従事者の責務】国・地方公共団体が行う依存症対策に協力し、依存症の予防等、回復への寄与
啓発週間	国民の間に広く問題に関する関心と理解を深めるため啓発週間（5月14～20日）を設定
基本計画等	① ギャンブル等依存症対策推進基本計画： 政府に策定義務（少なくとも3年ごとに見直しを検討） ② 都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画： 都道府県に策定努力義務（少なくとも3年ごとに見直しを検討）
基本的施策	①教育の振興等 ②ギャンブル等依存症の予防等に資する事業の実施 ③医療提供体制の整備 ④相談支援等 ⑤社会復帰の支援 ⑥民間団体の活動に対する支援 ⑦連携協力体制の整備 ⑧人材の確保等 ⑨調査研究の推進等 ⑩実態調査（3年ごと）
推進本部	【組織】内閣に内閣官房長官を本部長とするギャンブル等依存症対策推進本部を設置 【所掌事務】①基本計画案の作成・実施、②同計画に基づく施策の総合調整・実施状況の評価等

2-1 ギャンブル等依存症対策推進基本計画（各省庁等による主な取組）

警察庁	違法に行われるギャンブル等の取締りの強化（令和元年度～）
厚生労働省	多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等のギャンブル等依存症問題の実態把握（令和2年度）、ギャンブル等依存症が児童虐待に及ぼす影響の調査（令和元年度～）
	全都道府県・政令市への治療拠点の早期整備誘導（令和2年度目標）
	専門的な医療の確立に向けた研究の推進、適切な診療報酬の在り方検討（令和元年度～）
	全都道府県・政令市への相談拠点の早期整備誘導（令和2年度目標）
	婦人相談所相談員、母子・父子自立相談員、児童相談所職員、障害福祉サービス従事者・発達障害者支援センター職員等における支援（令和元年度～）
	自助グループをはじめとする民間団体が行うミーティング等の活動支援に係る施策の改善・活用促進（令和元年度～）
	就労に関わる支援者のギャンブル知識及び対応方法の向上（令和元年度～）
	ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者の支援（令和元年度～）
	依存症の理解を深めるための普及啓発（令和元年度～）
	産業保健総合センターを通じた職場における普及啓発の推進（令和元年度～）
文部科学省	医師臨床研修の見直し等、保健師、助産師、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、作業療法士の継続的な養成（令和元年度～）
	ギャンブル等依存症の標準的な治療プログラムの確立に向けたエビデンスの構築等、治療プログラムの全国的な普及（令和元年度～）
	新学習指導要領や指導参考資料を活用した学校教育（令和4年度～）における指導の充実、指導参考資料による周知・普及
金融庁	社会教育施設等を活用した保護者等への啓発の促進（令和元年度～）
	医学部における教育の充実（令和元年度～）
法務省	多重債務相談窓口の相談体制の強化（令和元年度～）
	金融経済教育におけるギャンブル等依存症対策の啓発（令和元年度～）
	相談時等にギャンブル等依存症に配慮できる司法書士の養成（令和元年度～）
消費者庁	日本司法支援センターにおける情報提供・相談対応（令和元年度～）
	ギャンブル等依存症問題を有する受刑者への効果的な指導・支援、受刑者・保護観察対象者等に対する就労支援（令和元年度～）
	ギャンブル等依存症対策に関する地域の消費生活相談体制強化（令和元年度～）
各公営競技の所管官庁	特設ページ・SNS等を活用した消費者向けの総合的な情報提供、成人式などあらゆる機会を活用した地域における普及啓発の推進（令和元年度～）
	青少年等に対する普及啓発の推進（令和元年度～）
その他 関係省庁	青少年等に対する普及啓発の推進（令和元年度～）
その他 関係省庁	自助グループをはじめとする民間団体等に対する実施団体の経済的支援の誘導
	ギャンブル等依存症である者等の家族に対する支援の強化 各地域における包括的な連携協力体制の構築（令和元年度～） 専門医療機関その他の医療機関、精神保健福祉センター、保健所、財務局等、 地方公共団体の多重債務相談担当課、消費生活センター、日本司法支援セン ター、司法書士会等、矯正施設、保護観察所、市区町村、教育委員会、警察、 自助グループ・民間団体等が参画

2-2 ギャンブル等依存症対策推進基本計画（事業者による取組）

【競馬における主な取組】

- ・全国的な指針の策定による広告・宣伝の抑制
- ・SNS等を活用した依存症に関する普及啓発の推進
- ・本人・家族申告によるアクセス制限の強化及び個人認証システムの活用に向けた検討
- ・競馬場・場外馬券売場における20歳未満の者の購入禁止強化
- ・購入限度額設定システムの早期導入等による、インターネット投票のアクセス制限の強化
- ・競馬場、場外馬券売場のATMの撤去
- ・自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援
- ・公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター等における相談体制の強化
- ・セルフチェックツールの開発等によるギャンブル等依存症の早期発見・早期介入
- ・従業員教育の推進、ギャンブル等依存症対策最高責任者の新設等による体制強化
- ・各主催者における「ギャンブル等依存症対策実施規定」の制定

【ぱちんこにおける主な取組】

- ・全国的な指針の策定による広告・宣伝の抑制
- ・SNS等を活用した依存症に関する普及啓発の推進
- ・自己申告プログラムの周知、本人同意のない家族申告の入店制限の導入
- ・身分証明書による年齢確認の実施
- ・ぱちんこ営業所内のATM等の撤去
- ・出玉規制を強化した遊技機の普及等
- ・依存症を問題に取り組む民間団体への経済的支援
- ・依存症専門医療機関等の周知
- ・リカバリーサポート・ネットワークの相談体制等の強化
- ・アドバイザーによる依存症防止対策の強化
- ・依存症防止対策に係る実施規定の制定
- ・業界の取組について評価等を行う第三者機関の設置

横浜市のギャンブル等依存症対策の取組

ギャンブル等依存症への対策を推進するうえでは、アルコールや薬物等の依存症への対策を含め、総合的に取り組んでいます。

横浜市の 依存症対策	<ul style="list-style-type: none"> ○こころの健康相談センターにおける取組 <ul style="list-style-type: none"> ・依存症の基礎知識等に関する、パンフレットやHPによる普及啓発 ・アルコール・薬物・ギャンブル等依存症相談窓口 ・依存症者の家族を対象とした教室を実施 ・横浜版回復プログラム「WAI-Y」の実施 ・支援者向けの人材育成研修を実施 ○各区福祉保健センターにおいて、精神保健福祉相談の一環として相談 ○市精神保健福祉審議会依存症対策検討部会の開催 ○ギャンブル等依存症問題啓発週間における普及啓発活動の実施 <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・こころの健康相談センターにおいて、依存症相談窓口を開設していますが、依存症相談拠点化の必要があります。 ・基本法や基本計画の制定に伴い、取組が進み、ギャンブル等依存症に注目が集まることで依存症への関心が高まることによって、相談につながりやすくなる一方で、相談の増加に対応するための体制が必要です。 																																		
	<ul style="list-style-type: none"> ○基本計画等に掲げられた専門医療機関について神奈川県は平成30年10月に3政令市を含め県内全域で6か所（ギャンブル等の対象は4か所）の選定を行い、この医療機関の中から治療拠点機関2か所を平成31年4月に指定し、ホームページ等で周知しています。 <ul style="list-style-type: none"> ・上記のうち横浜市内の専門医療機関は3か所（ギャンブル等の対象は2か所）となっています。※は県内の治療拠点機関 																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>病院名</th> <th>所在地</th> <th>ギャンブル等依存症</th> <th>アルコール健康障害</th> <th>薬物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※神奈川県立精神医療センター</td> <td>横浜市港南区</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>※北里大学病院</td> <td>相模原市南区</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>大石クリニック</td> <td>横浜市中区</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>神奈川病院</td> <td>横浜市旭区</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国立久里浜医療センター</td> <td>横須賀市野比</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>みくるべ病院</td> <td>秦野市三廻部</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	病院名	所在地	ギャンブル等依存症	アルコール健康障害	薬物	※神奈川県立精神医療センター	横浜市港南区	○	○	○	※北里大学病院	相模原市南区	○	○	○	大石クリニック	横浜市中区	○	○	○	神奈川病院	横浜市旭区		○		国立久里浜医療センター	横須賀市野比	○	○		みくるべ病院	秦野市三廻部		○
病院名	所在地	ギャンブル等依存症	アルコール健康障害	薬物																															
※神奈川県立精神医療センター	横浜市港南区	○	○	○																															
※北里大学病院	相模原市南区	○	○	○																															
大石クリニック	横浜市中区	○	○	○																															
神奈川病院	横浜市旭区		○																																
国立久里浜医療センター	横須賀市野比	○	○																																
みくるべ病院	秦野市三廻部		○	○																															
<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本計画では都道府県・政令市において専門医療機関と治療拠点機関を選定することとなっており、今後、地域において適切な治療が受けられるよう、医療従事者を対象とした研修の強化などが求められています。 																																			
神奈川県内 の 依存症専門 医療機関 及び 治療拠点 機関	<ul style="list-style-type: none"> ○「横浜市中期4か年計画」において、アルコールや薬物、ギャンブル等依存症の対策として、当事者や家族からの相談体制の強化など総合的な対策を進めることとしています。 ○「よこはま保健医療プラン2018」において、アルコールや薬物、ギャンブル等による依存症対策の強化を含めた「依存症対策総合支援事業」を実施するとしています。 <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・依存症は病気であることや、治療や支援の対象となることへの理解が十分に進んでいない中、本人や家族を適切なサポートに繋げるため、普及啓発や相談等の取組が必要です。 																																		
「横浜市中期4か年計画」等での 位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ○「横浜市中期4か年計画」において、アルコールや薬物、ギャンブル等依存症の対策として、当事者や家族からの相談体制の強化など総合的な対策を進めることとしています。 ○「よこはま保健医療プラン2018」において、アルコールや薬物、ギャンブル等による依存症対策の強化を含めた「依存症対策総合支援事業」を実施するとしています。 <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・依存症は病気であることや、治療や支援の対象となることへの理解が十分に進んでいない中、本人や家族を適切なサポートに繋げるため、普及啓発や相談等の取組が必要です。 																																		

相談先

依存症は、回復できる病気です。一人で悩まず、まずは相談してみませんか。

◆アルコール・薬物・ギャンブル等 依存症相談窓口

時間 〈平日〉8:45~17:00

ご予約・
お問合せ 横浜市こころの健康相談センター
045-671-4408

横浜市こころの健康相談センターでは、アルコール・薬物・ギャンブル等の問題でお困りの横浜市在住の方や、横浜市にお住まいの依存症当事者ことで困っているご家族からの相談をお受けしています。初めて利用される方は、まずはご連絡下さい。



◆各区福祉保健センター

時間 〈平日〉8:45~17:00

お住まいの区の福祉保健センターにて、ご本人やご家族の精神保健福祉相談を行っています。また、精神障害者保健福祉手帳や通院医療費の助成(自立支援医療)についての手続きを行っています。



◆こころの電話相談 (こころの健康相談センター)

時間 〈平日夜間〉17:00~21:30
〈土日・祝日〉8:45~21:30

電話 045-662-3522

日常のストレスによる悩みなどのこころの健康に関する電話相談を、平日夜間、土日・祝日に行ってています。



依存症 個別来所相談(完全予約制)

- 専門の職員がご本人やそのご家族の相談内容を伺い、回復のためのアドバイスや適切な相談機関をご紹介致します。
- 相談内容などの秘密は厳守します。

本人向け 依存症回復プログラム WAI-Y

- ワークブックを使って、アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症回復のためのスキルを学んでいきます。
- 全8回のプログラムで、年に3期開催しています。

家族向け 依存症家族教室

- アルコール・薬物・ギャンブル等の問題に悩むご家族のための月1回の家族教室です。
- 病院や回復施設の支援の専門家の話を聞くことができ、依存症について学ぶことができます。

依存症って 知っていますか?

アルコール依存症

薬物依存症

ギャンブル等依存症

依存症の人は、
意志が弱い?
本人の性格が、
依存症にさせて
いるのでしょうか?



それは**違います。**
誰でもなる可能性が
あります。

◆自助グループ

市内では、下記のグループ等が様々な場所で活動しています。
会場・開催時間等、詳しくは、それぞれのグループのホームページをご覧ください。

	本人向け	家族向け
アルコール	エーアー AA	アラノン
	横浜断酒新生会	
薬物	エヌエー NA	ナラノン
	横浜ひまわり家族会	
ギャンブル	ジーエー GA	ギャマノン

ある特定の「物質の使用(例えば、アルコールや薬物)」に関して「やめたくても、やめられない」状態を医学的には、依存症と呼びますが、ここでは、「行為や過程(ギャンブル等やインターネット)」に関してそのような状態に陥ることを含めて、一般的に用いられる「依存症」と表現しています。

例えば アルコール依存症 になるとどうなる?



お酒の飲み方を
コントロール
できなくなる。

食事や睡眠が
おろそかになり、
健康を害する。

生活資金の
やりくりが
できなくなる。

家事や仕事、
学校を
休みがちになる。

人間関係が
悪化する。

依存症は、自分でコントロールできなくなる状況であり
糖尿病や高血圧のような慢性疾患に例えられることもあります。
正しい知識を得て、さまざまな助けを借りながら、お酒や薬物、ギャンブルなどに
頼らない日々を続けることで、回復をしていくことが可能です。

やめられない心

「やめたい」と「やめられない」の間で揺れています

本人たちも分かっているけど…

「もうやめなければいけない」と感じながらも、
やめられなくなります。周囲からは、「好きでやっているのだから、やめるかは本人の気持ち次第。本
気でやめるつもりになればいつでもやめられるはず。」と思われがちです。実は本人たちも、依存し
続けることはよくないと分かっています。

自由を失い追いつめられる…

依存している間は、現実からの解放や自由を味
わいますが、次第に依存対象に縛られて自由を失
うようになります。「やめたいのに、やめられない」という、相反する気持ち(両価的感覚)を抱きつ
つ、次第に追いつめられています。

家族や周りの人の理解が必要

もし、そのような感情を抱いていたとしても、自
分の正直な感情を素直には話さないことが多いも
のです。自分が依存した状態であることを否認し、
依存し続ける言い訳を探します。本人は心のどこ
かではやめたいと思って揺れているということを、
家族や周りの人が理解をし、反抗的な態度に振り
回されないようにしましょう。

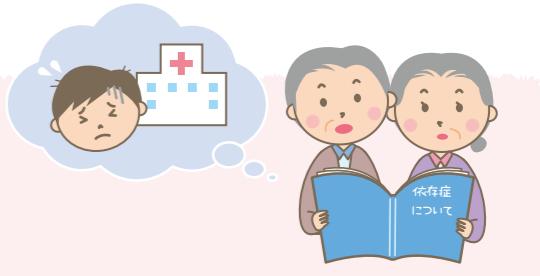


家族や周りの人ができること

回復のために家族ができるることは**3つ**あると言われています。

1 病気としてとらえること

依存し続けるのは病気かもしれません。
まず、依存症という病気について学びましょう。



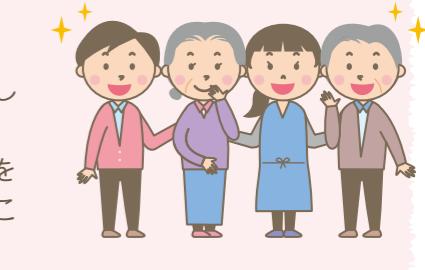
2 依存症者本人に対する適切な対応方法を 身に着けること

本人が起こした金銭・就労・友人関係などの問題を家族がフォロー
してしまうと、本人は事態の深刻さに気付くことができません。
それを続けていると本人は、行動を変えていくことや治療が必
要だという気持ちにはなりにくいものです。



3 家族がまず元気を取り戻すこと

依存症からの回復には即効薬・特効薬はなく、対応は長期戦です。
ご家族自身が疲れていませんか？まず、ご自身の元気を取り戻し
ましょう。
家族が元気を取り戻すには、自助グループ・家族会などに課題を
認識した段階で参加し、同じような経験をしている仲間と出会うこ
とが役立ちます。



本人の回復のために

心身の治療からスタート

心だけでなく、体も影響を受けている場合があ
ります。病院では、体の治療と心の治療とを並行して
受けしていく必要があります。依存症専門の病院
で治療を受けることができます。



自助グループに参加して、 治療のモチベーションを保つ

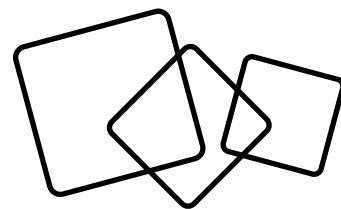
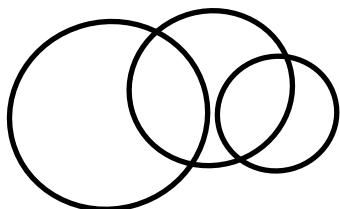
依存症からの回復には、自助グループへの参加
が有効です。自助グループとは、医師や専門家を
交えない当事者だけのグループです。一般的に、
治療初期には病院での治療を受けて、状態が落ち
着いた段階になってから自助グループに参加しま
す。依存症は本人だけ、あるいは家族の支えだけ
では回復が難しい病気です。同じことで悩み、回復
しつづけようとする仲間がいる自助グループに参
加して、支えあいながら回復を目指すことが大
切です。

アルコール・薬物・ギャンブル等 依存症相談窓口

横浜市こころの健康相談センターでは、アルコール・薬物・ギャンブル等の問題でお困りのご本人やご家族からの相談をお受けしています。

依存症 個別来所相談 (完全予約制)

- ◆専門の職員がご本人やそのご家族の相談内容を伺い、回復のためのアドバイスや適切な相談機関をご紹介致します。
- ◆相談内容などの秘密は厳守します。

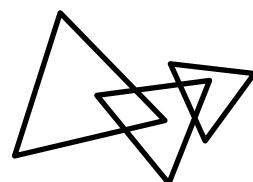


＜本人向け＞ 依存症回復プログラム **WAI-Y**

- ◆ワークブックを使って、アルコール・薬物・ギャンブル等の再発予防のためのスキルを学んでいきます。
- ◆全8回のプログラムで、年に3期開催しています。

＜家族向け＞ 依存症家族教室

- ◆アルコール・薬物・ギャンブル等のご本人の問題に悩むご家族のための月1回の家族教室です。
- ◆病院など様々な回復施設で支援に従事している専門家の話を聞くことができ、依存症について学ぶことができます。



対象：アルコール・薬物・ギャンブル等でお困りの横浜市在住の方
アルコール・薬物・ギャンブル等の問題を抱える方のご家族
(当事者・ご家族のいずれかが横浜市在住の方)

相談・参加は全て無料です。

初めて利用を希望される方は、まずは電話にてお問い合わせください。
担当者が相談内容を伺い、その後の流れをご案内します。



ご予約・お問合わせ 横浜市こころの健康相談センター

電話：045（671）4408 月～金（祝日を除く）8：45～17：00

FAX：045（662）3525

横浜市中区日本大通18番地 KRCビル6階

横浜市 こころ

検索



横浜市こころの健康相談センターへの行きかた



【電話番号】

045-671-4408

月～金（祝日を除く） 8：45～17：00

【住所】

中区日本大通18番地 KRCビル6階

（専用駐車場はございません。公共交通機関をご利用ください）

【アクセス】

みなとみらい線「日本大通り駅／3番出口」徒歩2分

JR根岸線「関内駅／南口」徒歩10分

横浜市営地下鉄「関内駅／出口1」徒歩10分

1 目的

横浜市内のギャンブル等依存症の実態を把握するため、ギャンブル依存症が疑われる者の割合を調査することを目的とする。

2 調査方法

国が平成 28 年から 29 年に実施した全国調査（調査主体：日本医療研究機構）と同様の手法にて実施。

3 仕様

- (1) 調査地域 横浜市全域
- (2) 調査対象 横浜市内に居住する満 20 歳以上 75 歳未満の男女
- (3) 標本数 3,000 名を想定
- (4) 抽出方法 住民基本台帳をフレームとし、無作為抽出法
- (5) 調査方法 調査員による面接聴取法
- (6) 調査時期 令和元年度中を想定
- (7) 実査、集計、分析
- (8) 調査内容 SOGS など国調査内容を参考に検討

※SOGS：世界的に最も多く用いられているギャンブル依存の簡易スクリーニングテスト。

仕様の詳細（標本数、調査内容等）については、今後専門家のご意見などを参考に決めていきます。

1 横浜でのIRを推進するにあたっての今後の依存症対策の進め方

- 横浜でのIRを進めるにあたっては、国の定めた「世界最高水準の規制」と言われるIR整備法に基づいた様々な懸念事項への取組を着実に実施します。

特に依存症対策については、これまで国が示す依存症対策総合支援事業やアルコール、ギャンブル等の対策基本法等に基づき事業を進めていますが、さらに、横浜市では依存症の方を増やさないように以下の4つの取組を徹底して進めていきます。

① 依存症への総合的な取組

» ギャンブル等依存症への対策を推進するうえでは、アルコールや薬物等の依存症への対策を含め、関係団体・機関とも連携しながら、総合的に取り組んでいきます。また、インターネットゲーム障害など新たな依存についても普及啓発等を進めます。

また、特に医学部を持つ横浜市立大学においては、医療面を中心に研究面・人材面でも大きな役割を果たしてもらうように協議を進めます。

② 予防教育の実施

» ギャンブル等依存症になる前に防ぐ予防教育にも力を入れます。国的基本計画に基づき、高等学校において令和4年度より実施予定のギャンブル等依存症を含む依存症についての教育とともに、子ども・青少年やその保護者等に対しても予防に資する啓発を推進していきます。

③ 事業者や研究・専門機関との研究

» 我が国においてどのような対策が合っているか等について、より効果的な対策や予防教育の検討を事業者や研究・専門機関とともに研究を進めていきます。

④ 調査による実態把握

» 市民等を対象とした調査を行うことで、横浜市のギャンブル等依存症の状況を把握、分析し取組を進めます。

また定期的に調査を行うことで取組の効果を検証します。

2 国、自治体（市・県）、IR事業者における役割分担

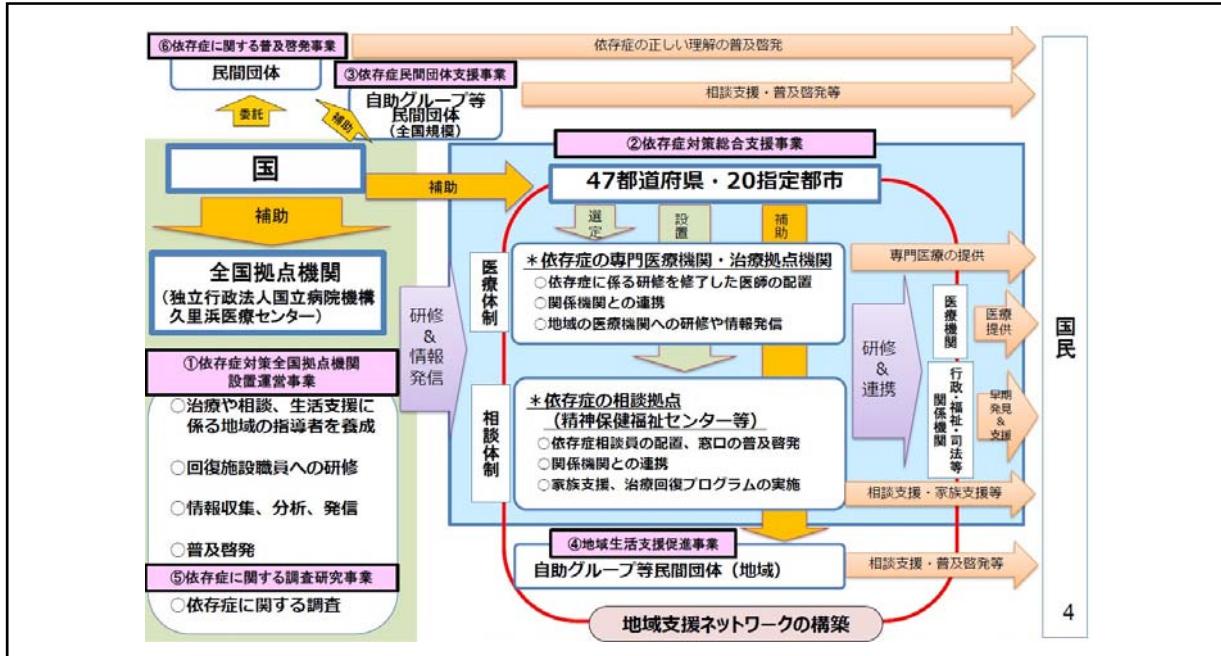
「○」は実施済・義務付け・義務、「△」は実施予定または検討中

		国	県	横浜市	事業者
機会の 限定	IR区域数の制限	○			
	カジノ施設の数の限定	○			
	ゲーミング区域面積の 限定	○			○
誘客時 の規制	広告エリアの制限	○			○
	未成年への広告勧誘の 禁止	○			○
厳格な 入場規制	入場回数制限	○			○
	マイナンバーカード等 による本人確認	○			○
	入場料の賦課	○			○
カジノ 施設内規制	カジノ内へのATM の設置禁止	○			○
相談・治療に つながる 取組	入場者からの相談に 関する支援等	○			○
	本人や家族の申告による 入場制限	○			○
基本法・基本 計画等に基 づく依存症 対策	相談拠点		○	△※	
	依存症専門医療機関・治療 拠点機関		○	○	
	実態調査	○		△	
	市民への啓発	○	○	○	△
	啓発週間の取組	○	○	○	△
	自助グループ等との連携		○	○	△
	依存症に対する研究	○		△	△

※横浜市では、平成29年5月から依存症相談窓口を開設しています。

(参考) 依存症対策の全体像 (国・自治体等の役割)

出典：厚生労働省HP「依存症対策」



3 横浜市の今後の取組の方向性

	治療体制 の確立	○依存症専門医療機関や治療拠点機関の拡充など、依存症の治療ができる医療機関を増やすために、医療従事者に対して研修等を実施します。 ○医学部を持つ横浜市立大学においては、医療面で大きな役割を果たしてもらうように協議を進めます。
依 存 症 へ の 総 合 的 な 取 組	相談体制 の確立	○平成 29 年 5 月からこころの健康相談センターにおいて、依存症相談窓口を開設しており、引き続き相談拠点化を進めます。 ○相談窓口等の広報を強化し、市民に対する認知を高めます。 ○区福祉保健センターや関係機関に対して、依存症に関する相談対応の研修を実施します。 ○民間の支援団体の活動内容を把握し、行政と民間団体が連携した支援体制の構築を目指します。 ○生活困窮者支援における依存症に関わる課題について、依存症相談窓口等と連携して対応します。また、多重債務や生活困窮等の相談窓口から依存症相談窓口へ繋げます。
	啓発活動 の実施	○市民の依存症に対する理解を深めるため、リーフレットや広報よこはま、普及啓発イベント等を通じて、啓発活動を行います。 ○特に、アルコール関連問題啓発週間・ギャンブル等依存症問題啓発週間などの機会を捉えて、積極的に啓発活動を実施します。
	庁内連携・ 民間団体等 の関係者 との連携	○庁内の各部署が、依存症対策を進められるように、庁内連絡会議の設置を進めていきます。 ○民間団体を含めた依存症者の支援を行っている関係者との連携関係の醸成を進めていきます。 ○民間団体と連携した依存症者支援を進めるとともに、団体が実施する相談事業や啓発事業など、活動の支援を行います。
	予防教育 の実施	○令和 4 年度から始まる高校の保健体育におけるギャンブル等依存症教育も含めた準備を市立高校で進めるとともに、県立高校及び私立高校を管轄する神奈川県（教育委員会など）への働きかけを進めます。 ○教員等へ依存症の知識の普及啓発を行います。 ○インターネットゲーム障害などの新たな依存を含め、子ども・青少年に対する依存症の予防に資する普及啓発を進めます。 ○保護者等へ依存症予防等の知識を提供します。
	事業者や研究・専門機関との研究	○我が国においてどのような対策が合っているか等について、事業者や研究・専門機関と共に研究を進め、より効果的な予防教育を検討します。 ○国の研究結果等を分析し市内の依存症対策に活用していきます。 ○医学部を持つ横浜市立大学において研究面でも大きな役割を果たしてもらうように協議を進めます。
	調査による 実態把握	○ギャンブル等依存症を含め総合的な依存症の実態を把握できる調査手法の検討を進め、定期的に実施します。 ○上記調査の実施と併せ、治療体制、相談体制、予防教育に関する事業の進捗状況を確認し、さらに事業を強化、改善するため、「エビデンスに基づく政策形成（E B P C）」の手法を活用します。

I Rの増収効果が市の財政に占める位置づけ

横浜市では、2019年をピークに人口減少にシフトし、生産年齢人口の減少、老年人口の増加、消費や税収の減少、社会保障費の増加など、経済活力の低下や厳しい財政状況が見込まれます。こうした状況においても、横浜が都市活性を維持し、子育て、医療、福祉、教育など、市民の安全・安心な生活をしっかりと維持していく必要があります。

横浜市は、人口規模の大きさから税収の多くを、個人市民税に頼るところが大きいため、税収が景気に左右されないというメリットがある一方、人口減に合わせて減収するというデメリットもあります。こうしたことから、今後の人口減少局面において、市税収入に代わる歳入の多様化が不可欠です。

今年度の市の調査により、事業者から提供された情報では、横浜市でのI Rの実施により、カジノ事業の収益による納付金、日本人等の入場料収入、法人市民税等の税収増などの増収効果が、820億円から1,200億円。横浜市の法人市民税、約600億円（令和元年度予算）と比較して、大きな効果が見込まれる結果となりました。

1 横浜市の将来の歳入・歳出

- ・生産年齢人口の減少 : 税収減
- ・高齢化による社会保障費の増加 : 扶助費、国保・介護繰出金の増
- ・公共施設の老朽化 : 公共施設の修繕費、更新費の増

2 I R整備法 納付金の使途

納付金の額に相当する金額を、観光の振興に関する施策、地域経済の振興に関する施策、その他の法の目的等を達成するための施策並びに社会福祉の増進及び文化芸術の振興に関する施策に必要な経費に充てるものとする

3 財政への効果

I Rにより得られる財源は、I R整備法の規定に沿いながら、厳しい財政状況においても、医療、福祉、教育など市民の安心安全を守る施策の財源や、公共施設の更新に充てるほか、今後の新たな財政需要に柔軟な対応が可能になるなど、財政運営の自由度を高めることに寄与するものと考えます。

事業者から提供された「横浜におけるＩＲの事業性」、「経済波及効果等」

昨年度、情報提供にご協力いただいた事業者から、特定複合観光施設区域整備法施行令（以下、「施行令」という。）など、新たな情報を踏まえ、「横浜におけるＩＲの事業性」や「施設規模」、「経済波及効果等」について、具体性や精度を高め、再度情報提供を受けました。

提供された情報については、委託先である監査法人とともに、ヒアリングなどを行い、根拠に基づいて算定されたものであることを確認しました。

1 横浜におけるＩＲの事業規模等

(1) ＩＲ区域全体の施設規模・初期投資

■施設規模（総延床面積）：77万m²～100万m²

■建設費等の初期投資※：7,000億円～1兆3,000億円

※人材確保・人材育成にかかる費用、什器・備品調達、資金調達費用等を含む

○事業者の多くが「山下ふ頭」約47ha（ヘクタール）の全てをＩＲ区域として想定しているため、海外のＩＲ事例と比べても、比較的大規模なＩＲの情報が提供されました。

○初期投資については、事業者によってＩＲのコンセプトや資金調達力が異なることから、幅が生じています。

○海外事例に比べ、初期投資が大きくなっていますが、主な要因は以下のとおり。

- ・日本型ＩＲでは、大規模なMICE施設や宿泊施設等の設置が求められていること
- ・海外に比べ、建設単価が高く見込まれること

○各社とも事業収支に関するシミュレーションを実施し、初期投資の回収期間を金融機関へのヒアリングも踏まえて見込んでいることが確認できました。

○以前から、「海外ＩＲ事業者の日本への投資規模は1兆円」という報道もされていましたが、報道されていた規模の投資を事業者が見込んでいることが確認できました。

【海外事例】

施設名	敷地面積	施設規模	開発費用※
マリーナ・ベイ・サンズ（シンガポール）	約19ha	約60万m ²	約4,870億円
リゾート・ワールド・セントーサ（シンガポール）	約49ha	約34万m ²	約5,220億円
シティセンター（ラスベガス）	約27ha	約167万m ²	約8,556億円
ギャラクシー・マカオ（マカオ）	約28.5ha	約100万m ²	約4,518億円

※出典：特定複合観光施設区域整備推進会議資料及び事業者より提供

※開発時のおおよそのレートで換算。人材確保・人材育成に係る費用などを含むかは不明

（2）MICE施設の規模

■総延べ床面積：138,000 m²～192,000 m²

■最大国際会議室の収容人数：3,000人～6,000人

■展示等施設面積：60,000 m²～120,000 m²

○どの事業者も「我が国にこれまでにないスケールとクオリティを兼ね備えた世界水準の施設」という日本型ＩＲの制度趣旨を踏まえ、国際会議場・展示等施設ともに大規模な施設を想定していることが確認できました。

○施行令で示されている基準に当てはめると、

・国際会議場では、いずれの事業者も、
カテゴリー②（3,000人以上～6,000人未満）以上の想定で、

そのうち、カテゴリー③（6,000人以上）を想定している事業者が半数以上でした。

・展示等施設では、ほとんどの事業者が、
カテゴリー②（6万m²以上）以上を想定していました。

【施行令に示されている基準】

カテゴリー	国際会議場施設		展示等施設面積
	最大の会議室の収容人数	施設全体の収容人数	
①	1,000人以上～3,000人未満	2,000人以上～6,000人未満	12万m ² 以上
②	3,000人以上～6,000人未満	6,000人以上～12,000人未満	6万m ² 以上
③	6,000人以上	12,000人以上	2万m ² 以上

【事例】

施設名	総延べ床面積	最大会議室の収容人数	展示等施設面積
パシフィコ横浜（横浜）	約167,700 m ²	5,002人	20,000 m ²
東京国際フォーラム（東京）	約145,000 m ²	5,012人	—
東京ビッグサイト（東京）※	316,990 m ²	—	115,420 m ²
マリーナ・ベイ・サンズ（シンガポール）	約12万m ²	8,000人	31,750 m ²
マンダレイベイ（ラスベガス）	約19万m ²	12,000人	105,734 m ²

※出典：特定複合観光施設区域整備推進会議資料及び各運営会社HP等より

※東京ビッグサイトは拡張工事後の面積

(3) 宿泊施設の規模

■宿泊施設の部屋数	: 2,700室～4,800室
■最小客室面積	: 40 m ² ～45 m ²
■スイートルームの最小客室面積	: 70 m ² ～80 m ²
■スイートルームの割合	: 約2割

- 施行令を踏まえ、我が国はもとより、世界的な宿泊施設に比べても遜色ない規模とクオリティを備えた宿泊施設の情報提供がありました。
- 宿泊施設の例として、ワールドクラスのラグジュアリーなホテルを想定し、周辺の既存ホテルとの客層ターゲットを差別化し、競合を避けながら横浜に新たな客層の誘導。

【施行令の考え方】

(これまでにないクオリティの創造)

- 世界中から外国人の来訪を促進する観点から、世界的なブランドの宿泊施設及び諸外国のIRの宿泊施設の一部屋当たりの客室面積を踏まえ、世界水準の面積を有する客室を整備することを求めるべき

(これまでにないスケールの創造)

- 宿泊施設全体としても相当程度大規模なもの整備を求めるべき

(創意工夫の可能性)

- 総客室数や具体的な客室の種別・構成については、事業者の経営判断に任せることとすべき

【参考】

	世界的なブランドの宿泊施設	諸外国のIRの宿泊施設	日本を代表する宿泊施設	日本の大規模な宿泊施設
スイートルームの最小客室面積の平均	67.0 m ²	65.6 m ²	58.7 m ²	64.1 m ²
最小客室面積の平均	39.7 m ²	40.0 m ²	29.0 m ²	17.7 m ²
総客室数の平均	273室	2,495室	930室	1,554室
スイートルーム数の平均	35室	617室	47室	28室
スイートルーム割合の平均	14.8%	19.2%	5.3%	2.3%

※出典：特定複合観光施設区域整備推進会議資料

(4) インバウンドを含むIRへの訪問客数

■訪問客数 : 2,000万～4,000万人／年（ゲーミング利用者の割合は約2割～4割）
うち国内観光客割合 : 66～79%

○実績や独自のアンケート結果、国等の各報告書等を用い、国内・海外ともに、どこから訪問するかの積み上げを実施している事業者が多く確認できました。

○ IRへの延べ訪問者数の見込み方（国内）

- ・事例1：IR及びカジノへの来訪意向と回数をアンケートし、その割合により推計
- ・事例2：MICE、エンタメ、ショッピング、カジノなどの目的別の訪問者数をアンケート調査等により推計

○ IRへの延べ訪問者数の見込み方（海外）

- ・事例1：外部コンサルにより、観光庁データなどを元に、今後の訪問者数の伸びを推計
- ・事例2：外国人旅行者の意識調査や国際会議統計などを活用して推計

[参考①] 平成26年度 IR等新たな戦略的都市づくり検討調査（その1）

- ・博報堂アンケート「日本国内「IR受容性」の最新動向」(H26.3月)

インターネットにより、国内在住20～69歳の男女 4700サンプル

- ・国内客・海外客の割合は有識者意見より 4：1

- ・IRへの訪問者数

4,728万人（国内3,782万人 海外946万人）

- ・カジノ訪問者数

709万人（国内567万人 海外142万人）

[参考②]

東京ディズニーリゾートの国外客割合：約1割（2018年実績）

【海外事例】

施設名	年間延訪問客数
マリーナ・ベイ・サンズ（シンガポール）	約4,500万人
リゾート・ワールド・セントーサ（シンガポール）	約2,000万人
ギャラクシー・マカオ（マカオ）	約2,000万人

※出典：特定複合観光施設区域整備推進会議資料及び事業者より提供

(5) I R区域内での消費額（年間売上）

■ I R区域内での消費額（年間売上）：4,500 億～7,400 億円/年

○事業者の多くは、訪問客数に、1人当たりのG G R※（海外実績等）を掛け合わせて算出していました。※G G R（カジノ行為粗収益：掛け金総額-顧客への払戻金）

○参考 1人当たりのG G R

・日本人

博報堂「カジノに関する生活者意識調査（2007年2月16日）」

リゾート型カジノへの来場時の1回あたりの平均想定消費金額

カジノ（チップやコインにかかる予算の合計額）：42,150 円

・外国人

D B J・J T B F「アジア・欧米豪訪日外国人旅行者の意向調査（平成29年度版）」

「カジノでいくら使いたいですか？」の回答を委託先の監査法人が加重平均算出：95,000 円

○参考 ゲーミング売上とノンゲーミング売上の割合

日本型 I Rで参考としているシンガポールでは、ゲーミング売上の割合が約7～8割です。

【海外事例（国内外含む）】

1顧客当たりゲーミング収入（Morgan Stanley 資料（2013年5月））

マカオ：117,229 円 オーストラリア：63,723 円 シンガポール：38,615 円

フィリピン：34,978 円 韓国：16,364 円 米国・ラスベガス・ストリップ地区：13,506 円

※調査時点のおおよそのレートで換算

【大阪】

「大阪 I R基本構想（案）」

年間4,800億円/年

うち、ゲーミング売上：3,800億円/年

（外国人：2,200億円/年、日本人：1,600億円/年）

【海外事例】

施設名	ゲーミング売上の割合※
マリーナ・ベイ・サンズ（シンガポール）	80%（72%）
リゾート・ワールド・セントーサ（シンガポール）	77%（71%）
ヴェネチアン・マカオ（マカオ）	89%
ワイン・ラスベガス（ラスベガス）	43%（34%）
クラウン・エンターテイメント・コンプレックス（オーストラリア）	80%

※出典：平成26年度 I R等新たな戦略的都市づくり検討調査（その1）

（）カッコ内の出典は平成29年度 海外における特定複合施設等に関する調査分析

業務委託報告書（東京都）

2 市へもたらされる効果

（1）経済波及効果・雇用創出効果

■経済波及効果（間接効果含む）

建設時：7,500 億～1兆2,000 億円 運営時：6,300 億～1兆円/年

■雇用創出効果（間接効果含む）

建設時：85,000～136,000 人 運営時：77,000～127,000 人

○事業者から情報提供された「建設費等の初期投資額」や「I R区域内での消費額（年間売上）」の数値に基く、平成23年横浜市産業連関表を用いて委託先である監査法人が整理しました。
○雇用の確保については、魅力ある I Rを実現することで、国内外から働き手が集まり、人口増にも寄与することが期待できます。また、各事業者とも専門人材の育成を重要視しており、教育機関との連携などを想定している事業者もいました。

（2）增收効果

■市への增收効果：820 億～1,200 億円

（納付金収入、入場料収入、その他税収（法人市民税、固定資産税、都市計画税））

○事業者から情報提供された「G G R」、「ゲーミングへの日本人等入場者数」、「整備コスト」、「損益予測」等を基に委託先である監査法人が整理しました。

【内訳】

■納付金収入

ゲーミング売上に15%を乗じて算出

■入場料収入

ゲーミング利用者の国内客数に3,000 円/回を乗じて算出

■その他税収

・法人市民税

税引前当期純利益を推計し、法人税率23.2%を乗じて法人税額を算出

法人税額に法人市民税率8.4%[※]を乗じて算出

※令和元年10月1日以後、資本金10億円以上の法人に適用

・固定資産税・都市計画税

施設整備コストに税率1.7%（固定資産税率1.4%+都市計画税率0.3%）を乗じて算出